

京都大学公共政策大学院

自己点検・評価報告書

2008年11月

は し が き

わが公共政策大学院は、2006年（平成18年）4月1日に、京都大学大学院法学研究科国際公共政策専攻と経済学研究科ビジネス科学専攻とを改組するかたちで、専任教員12名、学生入学定員40人を有する公共政策連携研究部・公共政策教育部として、発足した。本大学院は、教員配置・開設科目の両面において法学研究科・経済学研究科との密接な連携を維持しつつ、独立した教育・研究組織としての専門職大学院であり、その目的は、公共政策の立案・執行・評価等に関する幅広い能力をそなえた、公共的部門を担うべき高度専門職業人を養成することにある。

わが公共政策大学院は、開設以来2年を経て今年3月には第1期修了生を送り出したが、間もなく第3期生を迎え、現在在籍している学生総数も90名近くに達している。そこで、過去2年間の教育・研究活動の実績を総括し、独立した専門職大学院としての将来を展望するために、学校教育法の趣旨にしたがい、教育・研究、組織・運営、施設・設備の全般について自己点検・評価を実施することとし、ここに初めての報告書を公表する運びになった。

こうした自己点検・評価とその公表を通して大学がその教育研究水準の向上に資すること、専門職大学院が教育研究活動の状況について認証評価を受けることは、ともに法の求めるところであるが、有為の人材を育成する社会的責任を負う教育・研究組織として不断に自らを省みることが、いわば大学及び大学人としての本来的な道徳的義務に属すると言ふべきである。そうした自覚に基づく自律・自治の精神を涵養し、それを体得した人材を育成し、広く社会に送り出すことは、専門職大学院としての公共政策大学院の存在理由自体にも関わっている。

この報告書を刊行することができたのは、同僚である専任教員諸氏の積極的な協力、評価・広報委員会の尽力、とくにその主任である小野紀明教授（前連携研究部長）の献身的な作業、そして、わが公共政策大学院を支える事務部門の機敏な働きが、文字通り見事な連携の下に調和を示したからに他ならない。また、わが公共政策大学院に深い信頼を寄せ、日夜勉学に勤しんでいる多くの学生諸君の厳しい暖かな眼が、反って心地よい緊張感を齎していることも、申し添えたい。

このことを特記して各位に対する感謝の念を表すと同時に、この報告書を目にされる関係各位においても、そうした種々の要素で成り立っているわが公共政策大学院へのご理解をたまわりたいと願う次第である。

2008年（平成20年）11月

京都大学公共政策大学院長
大石 眞

目 次

は し が き

1. 公共政策大学院の現状と展望	1
1) 歴史と現状	1
2) 理念と課題	2
(a) 公共政策大学院の基本目標 (2)	
(b) 公共政策大学院の課題と将来構想 (4)	
2. 教育活動	6
1) 教育理念・目標	6
2) 学生の受入れ	6
(a) 学生受入れ方針 (6)	
(b) 学生募集 (7)	
3) 教育課程	9
(a) 編成の基本方針 (9)	
(b) カリキュラムの編成方針 (11)	
(c) 成績評価 (18)	
(d) 履修・進路指導 (19)	
(e) 教育の成果 (19)	
4) 教員組織	20
5) 学生支援	21
6) 教育改善の努力	22
7) 研究生・聴講生等の受入れ	24
3. 研究活動	25
1) 研究活動の目標	25
2) 研究活動の状況	25
3) 研究活動の展望	27
4. 管理運営	28
1) 部局の意思決定	28
2) 事務組織	33
3) 人権・安全管理	33
4) 情報セキュリティー	34
5) 自己点検・評価のための組織と実施状況	34
5. 財 務	35
1) 予 算	35
2) 外 部 資 金	37
3) 大学改革推進等補助金	37
4) 教育研究改革・改善プロジェクト経費等	37

6. 情報の発信・社会との連携	38
1) 部局の方針	38
2) 情報の発信・公開	38
3) 社会との連携、同窓会組織	38
7. 教員の個人活動	39

1. 公共政策大学院の現状と展望

1) 歴史と現状

(1) 京都大学大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部（公共政策大学院）は、独立部局として平成18年4月に開学した。

本大学院を設立する際に土台となったのは、法学研究科および経済学研究科であるが、両研究科がともに根本精神として貫いてきたのは、時々の流行を徒らに追うことなく、学理を徹底して究明する姿勢をもって研究・教育の基本となすことであった。

研究面では、首都から離れ、長い文化的伝統を有する京都の地にあって、広く世界に目を開き、何ものにも捉われることなく、自由な対話と討議とを通じて真理の追究を図る学問姿勢は、世界的に高く評価される幾多の重厚かつ独創的な研究成果を生み出してきた。

かかる根本精神は、教育面においても貫かれてきた。現在でも法学部および経済学部は、ともに受講科目について学生の自由選択制を基調とし、狭い専門性に閉じこもることなく、学生の幅広い識見や教養、論理的思惟などの基礎的能力を陶冶するべく努めている。また、自由闊達の気風を常に涵養し、学生自らの知的探求心と自発性を奨励し、少人数教育を重視することにより、学理追求を目指した自由な討究・討論を通じて、自立した人格を涵養することを重視している。その結果として、法学研究科・法学部および経済学研究科・経済学部は、法曹・政治・行政・経済など、社会のあらゆる領域において指導的な立場において活躍する、数多くの有為な人材を輩出してきたのである。

(2) 本公共政策大学院においても、こうした両研究科の伝統的精神が建学の理念として継承されている。社会の価値の多元化、未曾有の深さで進行するグローバリゼーション、

多様化・複雑化・専門化する知識の構造が、日本における公共部門のあり方に対する根本的な見直しを迫っていることは明らかである。しかし、この要請への対応は、ともすれば短期的、対処療法的な方向に流れ、今日我が国において最も必要とされている、長期的な視野と深い洞察に基づいて、個々の課題に適切に対処できる公共的役割を担う人材を十分輩出するには至っていない。

本大学院は、真理追究と自由で合理的な挑戦精神を持つ京都大学こそが、こうした人材育成の役割を担うべき社会的責務を負っていると自覚し、また「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する高度の専門能力をもつ人材を育成する」という京都大学の基本理念に資することを目指して、両研究科の支援の下に、設立された。

(3) 本大学院は、以上のような理念に基づいて、法学研究科から6名、経済学研究科から2名の教員が移籍し、これに実務経験のある教員3名（うち2名は特別教授）を新たに迎え、総数11名の専任教員を擁する組織として平成18年4月に開学した後、同年7月にさらに実務経験のある教員1名を加えることになった。

講座編成としては、両研究科から移籍した8名の教員で構成される公共政策第一講座と、実務経験を有し、3年の任期で採用された2名の教員から構成される公共政策第二講座とから成る。そして、これに特別教授2名を加えた12名の教員によって教育部教授会が構成され、本大学院の教育全般にわたって責任ある体制を敷いている。

他方、本大学院の管理運営に関しては、上

記の 12 名の専任教員に加えて法学研究科の研究科長および 2 名の教員と経済学研究科の研究科長および 1 名の教員から構成される連携研究部教授会において、意思決定を行っている。

なお、平成 20 年 3 月に公共政策第二講座の教員 1 名が日本銀行総裁に就任するために急

遽辞任したため、後任人事を進めているところである。

*平成 20 年 9 月 18 日の人事教授会において懸案の後任人事が決定し、平成 21 年 4 月から 12 人の専任教員体制に戻るになっている。

2) 理念と課題

(a) 公共政策大学院の目標

(1) 京都大学の基本理念

京都大学は、「京都大学の基本理念」にあるように、「自由の学風」を掲げ、常に世界最高水準の研究を維持してきた。こうした研究面における伝統に加えて、「高度専門職業人の養成にも努める」ことを「京都大学の将来像・長期目標」として掲げ、中期目標にも「幅広い教養と学識を基礎に、高度専門職業人を養成するために、専門的知識と能力の育成に特化した実践的教育を実施する」ことを明記している。

しかしながら、京都大学に設置される専門

職大学院が、単なるスキルを授ける専門学校であってはならないことは、論を待たない。平成 16 年 12 月にまとめられた「京都大学における専門職大学院の在り方について」においても、①学生・社会のニーズを踏まえたキャリアプランの明確化、②他大学の専門職大学院に比しての特徴、③学内における他の教育研究組織との関係の 3 点に十分に留意することが求められている。

京都大学において公共政策大学院を設置するにあたっては、このような考え方を基礎に、原理的知識と実践的知識の真の融合を果たすことが、その基本理念として掲げられた。

京都大学の基本理念

平成13年12月4日制定

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

研究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

教育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。
4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。
6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

運営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。
8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

専門職大学院の在り方について

平成17年1月11日部局長会議了承

はじめに (略)

本学における専門職大学院の在り方について

本学の使命は、学問の源流を支える基礎的研究とともに、物事を根本から深く洞察できる人材を育成することを基本としてきた。

本学は、この伝統的使命を踏まえつつ、平成5年からの大学院重点化以降、大学院研究科における教育研究に重点をおく立場をとっており、平成15年に部局長会議において了承された「京都大学の将来像・長期目標」においても、「世界最高水準の研究拠点としての機能を高め、指導的な立場に立ち、重要な働きをすることができる人材の育成」を将来像として掲げるとともに、「大学院研究科では、世界最高水準の研究を推進し、国際的に活躍し得るチャレンジングで独創的な研究者の養成に力を尽くす」としている。

このような本学の立場からは、既存の大学院研究科における研究教育の一層の充実を基本的に推進すべきであり、高度専門職業人養成に特化した教育課程である専門職大学院を新たに設ける場合には、その設置により本学における教育研究全体の発展に資することが期待されるとともに、既存の大学院研究科における研究教育活動の質が維持されることを前提として、以下の基本的な検討事項を明確に整理した上で、本学に特に設ける必要があると判断されたものに限定すべきである。

基本的な検討事項

1. 既存の大学院研究科とは異なる専門職大学院である必要性の明確化

本学の既存の大学院研究科は、従来から研究者養成を中心しつつ高度専門職業人養成をも担ってきていることから、既存の大学院研究科においては、またはその改組によっては、目的とする教育の実現が困難なことが明確であること。例えば、当該専門職が特定の国家資格の資格取得を必要とする場合や、実務上学的・先端的知識を必要とする場合等の理由によって、専門職大学院における高度な専門的・実践的な教育が求められること。

2. 教育内容について

(1) 学生・社会のニーズを踏まえたキャリアプランの明確化

当該高度専門職業人の養成が社会的に強く求められており、継続的な入学者の確保、修了者の社会的需要について、実証的なニーズ調査などをもとにした根拠があるとともに、適切な学生収容定員であること。また、その見通しを踏まえ、入学から修学、修了後の進路まで含めた全体的なキャリアプランが明確であること。

(2) 他大学の専門職大学院との差異化

他の大学が既に専門職大学院を設置している分野において設置を検討する場合、その構想が本学でなければ実現できないような特徴があり、他大学の専門職大学院との差異が明確であること。

(3) 学内における他の教育研究組織との関係

本学における他の教育研究組織の目的や事業との重複がなく、教育課程、研究内容等について、十分な調整が図られており、関係部局との円滑な連携が確保されていること。

3. 実施体制について

(1) 既存の教育研究組織における教員への負担

全学共通教育、学部専門教育、大学院教育の全てにおいて教育の質の向上が求められており、教員の教育負担が増大している中で、新たに専門職大学院を設置することにより既存の大学院研究科・学部の教員への負担が著しく増えないよう最大限配慮されていること。

(2) 実践的な教育を充実させるための優秀な実務家教員の確保と効果的な教育課程の構築・提供

職業分野の特性に応じた実践的な教育を充実させるため、当該分野における十分な実務経験及び高度の実務能力を有する実務家教員が継続的に確保できること。また、幅広い教養と学識を基礎に企業や行政、医療、福祉機関など様々な社会の現場で活躍する高度専門職業人の養成に資する効果的な教育課程が構築・提供できる教員組織であること。

4. 認証評価との関係

専門職大学院については、当該大学の教育研究等の総合的な状況について行われる認証評価のほか、別途当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について認証評価を受けることが義務づけられていることを念頭に置くこと。

今後の検討課題（略）

(2) 本大学院の基本目標

京都大学に置かれる専門職大学院として、本大学院は、実務教育に偏ることなく研究と実務的教育の両者を架橋することを基本理念

としている。実際、その必要性は、今日いよいよ高まっている。その意味で、専門職大学院において授業等を通して研究者と実務家とが協力体制を組むことは、研究主体の大学で

ある京都大学に対しても一定の寄与をなすはずである。

一見迂遠とも思える基礎的・原理的研究と具体的な問題解決に向けた応用的・学際的研究が、社会の将来を見据えて高い次元で密接に連携することは、今日では一層求められているからである。また、例えば臓器移植やエネルギー問題のように、価値が多元化して社会的合意の形成が一層困難になる一方で、そうした合意と切り離された形で科学・技術の進歩が加速度的に進む今日、純粋な学問的研究と社会的ニーズの架橋を目指す専門職大学院としての本大学院の存在は、没価値的な科学・技術の探求に対して一定の倫理的指針を提示する上でも、多大の寄与をなすことは疑いなくところである。公共政策大学院は、これらの点で京都大学における専門職大学院としてひとつの模範になることを目指している。

また、本大学院では、中央、地方の公務員等の狭義の公共的職務を目指す者だけを養成することを目標に掲げてはいない。国際機関、ジャーナリスト、NPO/NGOはもとよりのこと、今日では民間企業においても公共的な色彩の強い業務を行っているところも多いからである。重要なことは、いかなる組織にあっても常に公共的な視点から考える能力を涵養することである。その意味でも、基礎的・原理的な知識を教授する本大学院の基本目標は重要である。狭い職業的知識にとどまらず、

国家、社会、国民経済全般にわたる原理的な知識を身につけることは、いかなる職務に従事しようとも、公共的な見地から考えようとする幅広い視野と倫理感を養う上で、大いに裨益するからである。

(b) 公共政策大学院の課題と将来構想

わが国における専門職大学院としての公共政策大学院の歴史が浅い上に、本大学院が設置されて2年が経過したにすぎない時点において、その課題と将来構想を語ることはむずかしい。その意味で、まだ十分な資料の蓄積がない現状では、今後の修了生の職場での実績や評価を注意深く観察し、その結果をきめ細かく教育課程に反映させる努力を怠らないことが、なによりも重要であると認識している。

その際、本大学院としては、当分の間、現在の教育課程の大幅な改編を行うことは避ける方針である。教育課程のあり方については、その成果や効果を見極めるには、一定の期間を要するからである。次に、専門職大学院である公共政策大学院の修了資格と公務員採用制度を連関させることに関しては、現在全国に8つを数える公共政策大学院の各々の独自性を尊重しつつこれらの大学院相互の連繫を図るとともに、人事院や自治体等における議論の推移を注意深く見守ることが必要であると考える。

2. 教育活動

1) 教育理念・目標

本大学院は、教育部教授会において、以下のような「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」を決定し、規程集に収めるとともにホームページ等を通じて周知徹底を図っている。

*平成20年度からは、紹介パンフレット『京都大学公共政策大学院 2008』にも、その目的を掲載して、広報に努めている。

京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について

平成19年9月20日連携研究部教授会決定

- 1 京都大学公共政策大学院は、我が国のみならず世界的な規模で国家や公共団体その他の公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割をになう強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 2 京都大学公共政策大学院は、京都大学の長い知的伝統を踏まえた専門職大学院として、広い視野と深い洞察力を養うとともに現実の政策課題に適切に対処しうる実践的な知見を教授することを目標とし、高度専門職業人に求められる専門的能力、すなわち、社会的変化を歴史的視野で原理的に考察する知的能力、多元的価値の中で真の公共的利益を判断する洞察力、その公共的利益を実現する仕組みを提示する制度設計能力、策定された政策・制度を効果的に運用する実践能力、そして政策・制度を冷静に分析する評価能力などを、適切な教育課程を通して十分に涵養することを、教育上の理念とする。
- 3 京都大学公共政策大学院は、そのような能力を効果的に涵養しうる教育課程を確保するため、多様な人的資源を擁する指導的な公共政策大学院として、法学・政治学・経済学・経営学を有機的に結合した科目、実務経験者による具体的事例を素材とした科目、公共的世界を原理的・歴史的視点から展望する科目などを提供するだけでなく、一般的知識を習得する基本科目から公共政策専門家としての基礎知識を共有する専門基礎科目を経てスペシャリストとしての能力を育成するクラスター科目にいたる体系的な履修システムを整備するとともに、学生ひとり一人に履修及び進路に関する指導教員を配置して履修・進路決定上の相談に応ずる個別指導体制を設けるなど、きめ細かな学修上の対応に努める。

[評価]

本大学院では、大学設置基準第1条の2で定められているように、教育目的を教授会において明確に決定した上で、ホームページ等を通じて、本大学院の構成員のみならず社会にも広く公表している。

また、その目的は「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培う」という学校教育法第65条2

項の規定に合っているものとする。

2) 学生の受入れ

(a) 学生受入れ方針

本大学院のアドミッション・ポリシーについては、学生募集要項の冒頭に以下の文章を掲げて明確にするとともに、入試説明会その他を通して趣旨を敷衍している。

京都大学公共政策大学院（大学院公共政策教育部専門職学位課程）は、中央・地方レベルにおける国内行政および立法機関、国際機関、NPO/NGO、シンクタンク等の職業に従事する者のほか、一般企業において公共的な業務に携わる者など、公共政策分野の高度専門職業人、すなわち、優れた教養と公共政策の立案・遂行・評価に必要な専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた人材を育成することを教育目標とし、この教育目標を実現するために、公共政策分野における理論的知見と実務的素養を架橋し、さらに実務における総合的能力と専門的能力との結合を旨とするカリキュラムを提供する。

本大学院は、公共政策分野における高度専門職業人を旨とする大学学部卒業生や、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする職業人など多様な人材を受け入れる。そのために、専門的な学識を問う筆記試験や、自己申告書等を踏まえた口述試験を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。本大学院においては、相互の刺激と切磋琢磨を通じて、公共政策に携わる使命感の共有と、今日の公共政策担当者に求められる実践的知識と長期的、総合的視点の獲得を期待する。

(b) 学生募集

開放的かつ多様な選抜制度を設けるために、一般選抜と並んで職業人選抜や外国人特別選抜といった制度を設けて、多様かつ意欲的な人材を集めるように配慮している。そのため、提出書類、筆答試験、口述試験等を行った上で、入試委員会でそれらを総合的に判定して合格者の原案を作成し、教育部教授会において審議・決定している。

また、夏期（7月）と秋期（11月）に、一般選抜志願者と職業人選抜志願者とを主な対象として、それぞれ入試説明会を実施しており、とくに職業人選抜志願者向けの入試説明会は週末に開催することにより、有職者の便宜をはかっている。

(1) 一般選抜

一般選抜においては、受験者全員に対して、公共政策分野に携わる高度職業人にとって重要な英語能力の素養を問う筆答試験を課している。しかし、これは語学能力としての英語力を要求するものではなく、公共政策分野において必要とされる言語的理解力、表現力を問うことを意図としている。また、志願者は、TOEFL/TOEIC等、一般に確立した英語力

を示す検定試験の結果を添付してもよい。

さらに、法学、政治学、経済学、経営学の各分野の中で、特定科目については学部卒業程度の素養を有していることを期待し、専門科目2科目の試験を課している。具体的には、憲法、民法、行政法、国際法、政治理論、政治史、国際関係論、行政学、経済理論、経済政策、経済史、経営学、会計学、経済数学から2科目を選択するものとする。ただし、理科系を含めた他学部出身者の入学に対して障壁を設ける趣旨ではないことは、もちろんである。

なお、本大学院の専門試験科目について学習することを容易にするため、過去の試験問題等を公開している。

(2) 職業人選抜

本大学院は、公共政策分野に携わってきた職業人に対し、自らの実務経験を客観的・学問的に再評価し、更に最新の学問的知見や、未経験の分野に対する知見を深めることによって、その実務的能力を質的に向上させる機会を提供することも、重要な役割と位置づけている。

したがって、職業人の選抜にあたっては、「(1)一般選抜」で示した専門科目1科目の試

験を課す一方で、志願者の実務上の資質をよく知る人物による推薦書の提出を求め、また、自らの実務上の資質・能力を示す著作物等の提出がある場合は、その提出を認めている。

なお、一般選抜および職業人選抜については学業成績を検討した上で、また職業人については職務上の実績・能力を示す著作物等を審査した上で、それぞれ特に優秀と認められる者に対して筆答試験を免除する場合がある。

(3) 外国人特別選抜

外国人に対しては特別選抜の制度を設け、特段の理由がない限り、日本語能力を問うと同時に、専門科目1科目についての素養も問い、本大学院での教育課程に参加できるだけの資質を備えているか否かを問うこととしている。

(4) 口述試験

筆答試験において一定の水準に達した者（外国人特別選抜はすべての受験者）に対して口述試験を課することによって、単なる学

業成績や筆記試験の成績だけではなく、幅広い学識を考慮し、とりわけ公共的分野に携わる者に求められる倫理感や責任感を兼ね備えていることを確認する。

この目的のため、入学願書提出の際に、所定の用紙に、自己の志望動機、本大学院での学習計画、将来展望などを二千字程度で記載した自己申告書の提出を求め、口述試験の際の資料として用いている。

なお、筆答試験・口述試験については、職業人の実務に支障を来さないよう、入試日程上配慮している。

(c) 入学試験の実績

平成18年度・19年度に実施した3回の入学試験における筆記試験の科目は、平成18年度・19年度の「学生募集要項」に記載したとおりである。

また、平成18年度・19年度に実施した3回の入学試験の結果は、以下の表に掲げるとおりである。

京都大学公共政策大学院入学試験結果概要

平成 18 年度入学

	一般選抜	職業人選抜	小計	外国人特別選抜	合計
出願者	92	19	111	9	120
合格者	33	10	43	5	48
入学者	32	10	42	4	46
合格最高点	290.5	145.0	—	266	—
合格最低点	243.0	120.0	—	243	—

*一般選抜は 400 点満点、職業人選抜は 200 点満点、外国人特別選抜は 400 点満点である。

平成 19 年度入学

	一般選抜	職業人選抜	小計	外国人特別選抜	合計
出願者	114	19	133	7	140
合格者	33	15	48	3	51
入学者	27	15	42	1	43
合格最高点	288.0	160.0	—	312	—
合格最低点	232.0	120.0	—	245	—

*一般選抜は 400 点満点、職業人選抜は 200 点満点、外国人特別選抜は 400 点満点である。

平成 20 年度入学

	一般選抜	職業人選抜	小計	外国人特別選抜	合計
出願者	107	19	126	10	136
合格者	36	11	47	4	51
入学者	32	11	43	3	46
合格最高点	280.5	150.0	—	265	—
合格最低点	238.0	124.0	—	246	—

*一般選抜は 400 点満点、職業人選抜は 200 点満点、外国人特別選抜は 400 点満点である。

[評価]

本大学院では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の決定・公表、一般選抜試験と職業人選抜試験等の区分に対応した入試説明会の実施などにより、入学者受入方針および教育目標等について十分な周知を図っていると考える。

入学試験に関しても、入試委員会を中心に適切な実施体制を敷き、筆記試験の成績に加えて、職業人選抜については職業経験を、一般選別については口述試験において確認した目的意識や倫理感等を勘案して、厳正な審議

の下に総合的に入学者を決定している。

その結果、志願者は常に入学定員の約 3 倍に達するとともに、最終的な入学者数は、入学定員数とほぼ等しいものとなっており、十分な成果を上げていると考える。

3) 教育課程

(a) 編成の基本方針

(1) 少人数教育を通じた公的使命感の涵養

専門職大学院である本大学院には、職業人選抜や外国人特別選抜の制度を設けているこ

ともあって、一般選抜においても出身学部の異なる多様な学生を受け入れているが、入学定員を40名に抑えることにより、例えば1年次前期に全員必修の科目「公共政策論」を配当することに加えて、各科目の受講生が総じて少人数に押さえられるなど、多様な学生が授業その他で交流する場を確保して、多様性がメリットになるように配慮し、そのことを通して多元的な価値観の下、公的使命を共有しているという意識を育むことに意を用いている。

このように社会人や外国人も含むこの共同体に身を置くことによって、多元的な価値の並立を前提にして、それを尊重しつつ公共的な利益を勘案して合意を形成すること、つまり公共的に考えるとはどういうことであるかが、体得されるのである。これは、複数のコースに分けて運営される大規模プログラムでは望みえない本大学院の特徴である。

また、入学時には、社会人と新卒者の相違、既修の学問分野、将来の志望職種等に対応して、教務主任による精しいガイダンスを行い、同時に、教育部教授会において入学時に学生ひとり一人に「履修指導教員」を配置して、教育上の相談に随時応じ、場合によっては生活指導にも対応している。また、とくに一般選抜試験で受け入れた学生に対しては、1年次後期から、同じく教育部教授会において修了後の進路に関して実務経験のある専任教員を「進路指導教員」として個別に配置して、助言する体制を敷いている。

このようなマン・ツー・マンの履修指導体制を採用していることが本大学院の特徴のひとつであり、高度専門職業人の教育に要請される学生の個性の尊重に適うとともに、京都大学の伝統である自学自修の精神を涵養する上でも有益であると考えている。

(2) 高度専門職業人に相応しい教養・学識の涵養と実務教育との架橋

本大学院においても、専門職大学院として実務教育を重視し、専任教員および非常勤の実務家教員による多彩な優れた授業を開講し、なかんづく少人数の学生を対象にした事例研究において多様な分野に関する臨場的な知識を教授している。併せて実務家教員と接することを通して、公共的性格の強い職務に携わる上で必須の高い倫理感を直接的に体得させることを目指している。また、希望する学生にはインターンシップを通じて実務の現場を直接的に体験する機会を、正課として提供している。

また、本大学院では国際的視野をもった国家公務員や国家的、国際的視点を備えた地方公務員の養成に重点的に取り組んでいる。そのため、国際的経験の豊かな中央官庁等の実務家を専任教員や非常勤講師として迎え、事例研究その他の授業科目を通して学生に一国家、一自治体を越えた広い視点に立って政策を立案・判断する能力を涵養している。

また、国際化の進展が著しい実務の現場で今日要求される英語能力の向上を図るため、外国人教員による実践的な授業を行っている。もちろん、ここでは、単なる会話能力ではなく、国際的な会議の場におけるディベート能力やプレゼンテーション能力、英語で起案する能力等を研磨することを重視している。

他方で、本大学院では、今日の高度専門職業人に要求される歴史や文化に関する教養を修得する科目も展開している。もともと、学部学生のための類似の科目とは異なり、公共的性格の強い職務に相応しい、より特化した基礎的・原理的知識の修得を求めている。例えば、「公共哲学と現代統治」「公共倫理」「統治構造の現代的課題」「日本政治外交」「ヨーロッパ政治」「意思決定論」等が、そうした科

目である。

なお、主に研究者教員が担当するこれら科目の他に、主として研究者を養成するコースである法学研究科および経済学研究科等の開講科目を選択履修することも認めている（8単位まで）。これは、研究者と同じような客観的で複眼的な思考、歴史的・文化的背景を考慮しつつ事象を考察する態度や、高い倫理感と豊かな人間性を基礎にした自由かつ合理的な挑戦的精神等をも修得することができるように配慮したものである。

(b) カリキュラムの編成方針

本大学院では、概ね1年次に、公共的な色彩の強い業務に従事する高度専門職業人に共通に求められる能力を全ての学生に修得させた上で、1年次後期のはじめに各学生に、今日の公共的部門がとりわけ緊急に必要としている能力を育成するために設定された三つの科目群からひとつの科目群を選択させ、ゼネラリストであるとともに特定の課題に関するスペシャリストとしての能力をも備えた人材として送り出すことを目指している。

こうした趣旨に基づいて、本大学院では、まず、諸科目を以下のような科目群に分けて体系的に編成している（資料一平成 18・19年度「学生便覧・シラバス」参照）。その上で、本大学院では、三つのクラスターに対応した科目群を設定して、選択したクラスター科目群から12単位を選択必修としている。

なお、修了に必要な単位は48単位であり、各科目群の選択必修の総計38単位に対して10単位の自由選択を認めている。これは、京都大学の伝統である自学自修の精神を反映したものであり、可能な限り個々の学生の勉学意欲を奨励しようという意図に基づいている。

以上のような履修要件は、すべて『学生便覧・シラバス』に掲載された「履修規程」において明確に定められており、学生への周知

徹底に留意している。

(1) 科目群

① 基本科目（選択必修12単位）

これは、既修分野の相違に応じて未修の知識の獲得を目的として、法学・政治学・経済学・経営学のバランスを考慮して設定された科目であって、全員必修の「公共政策論」の他に、主に法律学・政治学を学んできた学生は「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「公共経済学」等を、主に経済学・経営学を学んできた学生は「行政システム」「立法システム」「私法秩序論」等を受講することを想定している。

その趣旨は、未修分野を修得させるところにあるが、学部レベルの授業とは比較にならない少人数の授業であり、適宜質疑応答を交え、学生の勉学意欲の向上に配慮している。また、厳しく予習・復習を要求して、密度の濃い授業としている。これらの科目は、主として1年次前期に配当され、研究者教員が担当するこの科目群を修得することによって、学生がより専門的・実践的な科目を受講するために必要な共通の知識を身につけることができるよう配慮している。

② 専門基礎科目（選択必修8単位）

主として1年次の前期・後期に配当させている専門基礎科目群は、公共的な部門で働く人材に共通に求められる知識を教授するものである。政策の企画・立案能力を育成する「政策決定過程論」「立法政策・技術」、公的部門に民間手法を導入し活用する、いわゆるNPM（新しい公共管理）に対応する能力を育成する「公共管理論」、情報化社会に対応する能力を育成する「情報管理論」、危機管理能力を育成する「危機管理論」、そして社会の国際化に対応する能力を育成する「外交政策」の6科目からなり、多くは本大学院専任教員が担当している。

これらの専門基礎科目は、今日ではゼネラ

リストとして求められる必須の知識ではあるが、その授業内容は大学院において初めて教授可能なレベルに設定している。

③ 実践科目（選択必修6単位）

政策実務を行うための各種の基本的な技法や技術、そして今日必須である国際コミュニケーション能力を涵養するための科目であり、2年間にわたって随時学生の希望に即して選択できるように配置している。そうした科目としては、「統計調査手法」「交渉術」「文書・資料作成の技術」「行政と情報化」「英語情報分析」「外国報道の分析」に加えて、英語による読解・作文・プレゼンテーションの能力を研磨するために外国人教員による多様な科目がある。

なお、この実践科目は、以下に述べる展開科目・事例研究とともに、修得すべき能力に応じて選択必修となるクラスター科目群を構成している。

④ 展開科目

これは、公共政策の各専門分野に関する高度の専門性や幅広い知識の修得を目的とする科目であって、専ら研究者教員が担当する歴史的・原理的分析に関する科目、例えば「統治構造の現代的課題」「国際法」「比較議会分析」「国際政治経済分析」等や、研究者教員や実務家教員が担当する政策関連科目、例えば「中央銀行論」「通商産業政策」「厚生労働政策」「地方財政政策」等から構成されている。

⑤ 事例研究

これは、具体的な政策事例に基づいて、ケースメソッド方式等により知識の実践的応用能力の修得を目的とする科目である。少人数で、場合によっては、シミュレーション、ロール・プレイング等の手法を採用している。主として2年次後期に配当され、多くは実務家教員が担当し、それまでに得られた知識の有機的な総合を図っている。具体的には、「ケ

ーススタディ金融政策」「ケーススタディ国際金融政策」の科目がある。

また、実務現場を体験するために、希望する学生にはインターンシップ（2単位）を認定している。そのため、派遣先の確保等の便宜を図るとともに、特に人事院が主催する「霞が関インターンシップ」成果発表会には専任教員が多数参加することにより、成果の確認に当たることにしている。その第1回成果発表会は、平成19年12月26日に東京で開催され、4名の専任教員が参加して質疑を行った。

(2) クラスター科目群（選択必修12単位）

すでに述べたように、本大学院では特に政策分析・評価能力、行政組織間交渉能力、地球共生能力の三種の能力の涵養を目的として、各々に対応する三つのクラスター科目群を設定した上で、1年次後期のはじめに各学生に選択させた上で、選択したクラスターの科目群から選択必修12単位を取得することを求めている。

クラスター科目群の趣旨等については、入学時のガイダンスで説明した上で、随時履修指導教員が相談に応じて、各学生が自らの進路志望に適った適切な選択を行うことを可能にしている。

各クラスター科目群は、当該能力の涵養に特に必要であると考えられる実践科目、展開科目、事例研究から構成されており、ある科目の単位をクラスター科目群の選択必修単位とそれ以外の修了必要単位のいずれに数え入れるかは、学生の希望に添って決定している。

なお、クラスター所属の変更を希望する学生については、教育部教授会で承認した上で、既修の単位を可能な限り新たなクラスター科目群の単位に読み替える措置をとっている。

参考までに、平成18年度に開講された各クラスター科目群を示すと、以下のとおりである。

① 政策分析・評価クラスター科目群

- ・実践科目：「統計調査手法」
- ・展開科目：「政策分析の方法」「中央省庁政策評価」「地方自治体政策評価」「予算と政策分析」「地方自治体経営」「NPOの活動分析」「金融政策」「経済政策」「意思決定論」
- ・事例研究：「予算と政策分析」「地方行政分析」「NPOの理念と活動分析」「インターンシップ」「ターム・ペーパー」

② 行政組織間交渉クラスター科目群

- ・実践科目：「交渉術」
- ・展開科目：「省庁間関係」「自治体間関係」「都市・地域計画」「地方行政実務」「市民参加論」「メディアポリティックス」「企業制度論」「NPOの活動分析」「産学官連携論」
- ・事例研究：「省庁間関係」「政府間関係」「NPOの理念と活動分析」「インターンシップ」「ターム・ペーパー」

③ 地球共生クラスター科目群

- ・実践科目：「English Presentation」「交渉術」
- ・展開科目：「グローバルガバナンス」「国際法・人と活動」「国際開発・支援」「国際災害復興支援」「資源エネルギー国際関係論」「安全保障論」「国際環境法」「メディアポリティックス」「文教科学政策」
- ・事例研究：「環境国際環境実務」「国際開発・支援実務」「国際文化交流」「インターンシップ」「ターム・ペーパー」

(3) リサーチ・ペーパーの作成

本大学院においては、2年次に選択的にリサーチ・ペーパーを提出し、合格した場合は6単位を認定する制度を採用している。このリサーチ・ペーパーは、研究者を養成する大学院の課程における修士論文とは性格が異なり、あくまで専門職として公共部門で活動する人材を育成する上で、学生本人にとってテ

ーマを定めて論文形式にまとめることが有益であると判断された場合にのみ、教授会により修得単位として認められるものである。

今日、行政機関その他の公的な機能を担う組織においても、政策の提言などに際して、他の関係者を説得するために通常の行政文書よりも質量ともに充実した、いわゆるポリシー・ペーパーとしてまとめるなどの作業が重要になっている。また、NPM（新しい公共管理）などの外国の理論や実践の例を、外国語のソースから吸収して実務に生かすことの必要性も高まっている。

このような傾向に鑑み、そうした作業に役立つ訓練として、引用、参照など、アカデミック・ペーパーと同様の形式をとりつつ、あくまでも行政実務に即した内容のものを想定し、一定程度の分量の文章をまとめることは、高度専門職業人にとって重要な能力であると考えられる。また、こうした作業を行うことは、本大学院で学んだ知識を確認し、総括する意味で学生に一種の達成感を与える点でも、大きな教育的効果を有している。他方、すでに実務経験を有する学生にとっても、本大学院で学んだ学習内容を基礎にして自らの実務経験をペーパーの形で総括し、その後の展望を検討することは、重要な意義をもつと考えられる。

こうした観点から、本大学院では提出されたリサーチ・ペーパーの審査は、テーマに即して教授会が選任した専任教員3名が当たり、その調査報告に基づき教育部教授会において審査の上で合格した場合に、6単位を認めることとしている。

なお、こうした制度について、便覧やシラバスに掲載し、周知を図っていることは、これまで述べたとおりである。

リサーチ・ペーパーについて

平成 19 年 5 月 17 日 公共政策教育部教授会決定

- 1 リサーチ・ペーパーを作成し単位を取得しようとする者は、履修指導教員の同意を得た上で、7 月末日までに、リサーチ・ペーパーの課題名を明記して、所定の様式により、予備登録を行わなければならない。
- 2 予備登録を行った者は、9 月末日までに、リサーチ・ペーパーの課題名、概要 (2,000 字程度) 等を記入して、所定の様式により、本登録を行わなければならない。
- 3 リサーチ・ペーパーの提出期限は、1 月末日とする。
- 4 リサーチ・ペーパーは、原則として 20,000 字を超えないこととし、4 部を提出しなければならない。
- 5 単位の認定の可否は、調査委員の審査に基づいて、教育部教授会が決定する。

リサーチ・ペーパーに関する申し合わせ

平成 19 年 5 月 17 日 公共政策教育部教授会決定

- 1 リサーチ・ペーパーの本登録を行った者に対して、10 月の教育部教授会において本大学院専任教員の中から 1 名のアドバイザーを指定する。
- 2 提出されたリサーチ・ペーパーを審査するため、2 月の教育部教授会において教務委員会が作成する原案に基づいて 3 名の調査委員を選定する。
- 3 リサーチ・ペーパーの単位認定は、3 名の調査委員を代表する主査の報告に基づいて、3 月の教育部教授会において行う。

平成 19 年度に合格したリサーチ・ペーパー『リサーチ・ペーパー集』(2007 年度版)としてまとめた題目は、以下のとおりであった。これらの題目は、められ、公表されている。一部は、『京都大学公共政策大学院 リサーチ

平成 19 年度リサーチ・ペーパー合否判定

整理番号	課題名	アドバイザー	調査委員	合否判定
1	地方政府間の連携促進要因と中央政府の役割 —— スーパー中枢港湾政策における地方政府間連携を素材として	秋月 謙吾	秋月 謙吾 今仲 康之 新川 敏光	合格
2	進学率の再考——都道府県のパネルデータを用いた分析	諸富 徹	諸富 徹 田尾 雅夫 秋月 謙吾	合格
3	金融行政における事前規制と事後規制——金融行政の望ましい規制のあり方	秋月 謙吾	秋月 謙吾 楠 壽晴 白川 方明	合格
4	独立行政法人制度の課題と改善の方向性	田尾 雅夫	田尾 雅夫 秋月 謙吾 楠 壽晴	合格
5	「モンスターペアレント」とは誰か——マーケット・セグメンテーションによる学校教育に対する保護者意識の実態分析から	諸富 徹	諸富 徹 田尾 雅夫 秋月 謙吾	合格
6	効率性と公平性の調和——労働時間についての考察	諸富 徹	諸富 徹 新川 敏光 田尾 雅夫	合格
7	政策評価制度に関する考察予算への反映と会計検査との連携に向けて	田尾 雅夫	田尾 雅夫 今仲 康之 新川 敏光	合格
8	地方財政における持続可能性と自動安定化装置の考察	秋月 謙吾	秋月 謙吾 諸富 徹 楠 壽晴	合格

9	WTO 紛争解決手続における「対抗措置」——「同等性基準」の意義とその判断基準	位田隆一	位田 隆一 中西 寛 佐伯 英隆	合格
10	9・11 以降の日本の安全保障政策——テロ対策を中心に	中西 寛	中西 寛 新川 敏光 佐伯 英隆	合格
11	商店主等の意識変化による中心商店街再生方策について——「まちの駅」を例として	田尾雅夫	田尾 雅夫 秋月 謙吾 丸谷 浩明 〔経研〕	合格
12	行政と情報化——ICT と電子自治体について	田尾雅夫	田尾 雅夫 諸富 徹 秋月 謙吾	合格
13	テロリズムは政治的・目的達成の戦略として有効か？——PLO とアルカイダの分析	中西 寛	中西 寛 佐伯 英隆 新川 敏光	合格
14	クリントン政権の対中エンゲージメント政策の評価	中西 寛	中西 寛 佐伯 英隆 位田 隆一	合格

*なお、リサーチペーパー履修についてより実質的で効果的な指導体制を確保するため、平成20年度については、試行的に、アドバイザーによる提出意思の確認（1月初め）、調査委員選定後の公聴会（仮称。2月中旬）を経て、教授会による合否判定・単位認定（3月）という手続を踏むことにしている。

(4) インターンシップ

専門職大学院として、本大学院ではインターンシップを重視しており、便覧・シラバスにも掲載している以下に掲げるような規定に基づいて実施している。

これについては、当初、一定の知識を修得した2年次に実施することを計画していたが、学生の要望が強いことから、平成18年度は試

行的に、また、規程等が完備された平成19年度には本格的に実施するに至った。

本大学院ではインターンシップ等実施委員会を設置しており、毎年春に同委員会が主催するインターンシップに関する説明会を開催し、その後で申請した受講希望者に個別に注意を与え、また単位として認定するための必要事項について周知徹底を図っている。

単位の認定に関しては、委員会において必要書類を審査した上で原案を作成し、教育部教授会において審議・決定するものされ、教授会において相応の教育効果があったと認める場合には、2単位を認めることにしている。

インターンシップの実施に関する申し合わせ

平成 19 年 1 月 25 日 教育部教授会決定

- 1 学生の学外における実務研修（以下「インターンシップ」という。）の実施については、この申し合わせによる。
- 2 インターンシップ等実施委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 派遣先の選定に関する事項
 - (2) 派遣学生の選定に関する事項
 - (3) インターンシップの可否の判定に関する事項
 - (4) その他インターンシップの運営に関する事項
- 3 委員会は、インターンシップの履修を希望する学生に対し、研修申込書の提出を求める。
- 4 委員会は、派遣学生に対し、次に掲げる書類の提出を求める。
 - (1) 派遣先の定める規則及び委員会の指示に従う旨の誓約書
 - (2) 研修報告書（インターンシップ期間の終了後 10 日間以内）
- 5 委員会は、インターンシップ期間の終了後、派遣先の責任者に対し、学生の研修内容等に関する評価書（優・良・可・不可の表示を含む）の提出を求めることができる。
- 6 研修申込書、誓約書、研修報告書及び評価書の様式は、委員会が定める。ただし、派遣先所定のものがあれば、これに代えることができる。
- 7 インターンシップの可否の判定は、研修報告書、評価書、その他の資料に基づいて、教育部教授会が行う。
- 8 合格の判定をしたときは、学生の選択により、インターンシップ期間の前後いずれかの学期に、単位を取得したものとする。
- 9 単位として認定することができるのは、派遣先が公共的な職場又は職種であり、かつ、インターンシップの期間が原則として 2 週間以上である場合とする。

インターンシップ実施細則

平成 19 年 3 月 22 日 教育部教授会制定

1. 履修時期
 - 1) 履修時期は、原則として夏季又は春季の休業期間とする。
 - 2) 派遣先の業務の内容又は都合により、授業期間内を含めて履修しようとするときは、あらかじめ教育部長の許可を得なければならない。この場合において、許可を得た期間内の授業については、公休扱いとする。
2. 派遣先
 - 1) 派遣先は、原則として、国、地方公共団体、独立行政法人その他の公共機関、国際機関、外国政府機関、NPO 法人又は企業の公共部門のいずれか（以下「機関等」という。）とする。
 - 2) 派遣先については、公募を行っている機関等を原則とする。ただし、7. に定める公募によらないインターンシップによることもできる。
3. 派遣学生の選定
 - 1) 履修を希望する者は、教育部長に研修希望先及び研修内容を明らかにした研修申込書を提出しなければならない。
 - 2) インターンシップ等実施委員会（以下「委員会」という。）は、研修申込書により、研修希望先及び研修内容が、インターンシップの実施に関する申し合わせ（以下「申し合わせ」という。）の 9 に該当するか否かを確認する。
 - 3) 前号で該当することの確認を受けた者は、公募を行っている機関等に対して、直接又は京都大学キャリアサポートセンターを通じて、応募する。
 - 4) 2) で該当することの確認が得られない者は、研修希望先又は研修内容に変更を加え

た上で、申し合わせの9に該当することの確認を受けることができる。

4. 派遣先決定後の手続

1) 派遣先が決定した学生は、以下の手続を取らなければならない。

(イ) 決定した派遣先、履修期間、その他関連事項を、委員会に届け出る。

(ロ) 派遣先の定める規則を遵守し、委員会の指示に従う旨の誓約書を、委員会に提出する。

(ハ) 履修期間中の事故による補償を賄うための保険に加入する。

2) 派遣先決定後の変更は、原則として認めない。

5. 履修後の手続

1) 派遣学生は、履修期間終了後 10 日以内に、研修報告書 (5,000 字程度) を、委員会に提出しなければならない。

2) 委員会は、派遣先の責任者に対し、派遣学生の研修内容等に関する評価書の提出を求める。

6. 合否の判定

委員会は、研修報告書、評価書、その他の資料を総合的に審査し、合否についての案を作成して、教育部教授会に提出する。

7. 公募によらないインターンシップ

1) 公募を行っていない機関等を派遣先としてインターンシップの履修を希望する者は、その旨を示して、研修申込書を提出しなければならない。

2) 委員会は、研修申込書により研修希望先及び研修内容が、申し合わせの9に該当するか否かを確認する。該当することの確認を受けた者は、当該機関等において、インターンシップを履修することができる。

3) 委員会は、公募を行っていない機関等を、派遣先として斡旋することができる。この場合に、斡旋を受けた学生は、斡旋先を派遣先として、インターンシップを履修することができる。

4) 2) 又は 3) により派遣先が決定した場合の手続については、4. 及び 5. に準ずる。

附 則 (略)

インターンシップの中で最も注目されるのは、とくに公共政策大学院の学生を対象とする人事院主催の「霞が関インターンシップ」である。

これは、京都大学公共政策大学院を含む多くの公共政策大学院と人事院との意見交換の中から生まれたもので、各府省の協力を得て、平成 19 年度から実施に移されるに至ったものである。学生は、各大学院での内部指導を受けつつ、夏季休業の期間を利用して、所定の申込手続を経た後に、政策立案の現場である霞が関の各府省において実習を行い、その成果を報告書にまとめるとともに、12 月に開催される成果発表会でプレゼンテーションを

行うことになる。

平成 19 年夏に実施された「霞が関インターンシップ」には、わが公共政策大学院からは合計 8 人の学生が参加し、警察庁・外務省・文部科学省・国土交通省・防衛省などにおいて研修を行った。そして、12 月 26 日に東京の人事院附属施設で開催された、公共政策大学院との意見交換会後の成果発表会には、わが専任教員 4 人も参加して、そのプレゼンテーション能力について確認するとともに、助言等を与える機会を得た（その概要については、2008 年 3 月に公表された人事院編『霞が関インターンシップ報告書』を参照）。

なお、これらのインターンシップを含む平

成 19 年度の単位認定状況を示すと、以下のとおりである（制度上、単位認定の対象にならないインターンシップもあるが、これも参考までに掲げておいた）。

平成 19 年度インターンシップ合否判定

整理番号	受 入 先	日 程	合否判定
1	防衛省大臣官房秘書課	9月10日～9月21日	合 格
2	人事院人材局企画課人材確保対策室	8月20日～9月7日	合 格
3	人事院職員福祉局職員福祉課	9月10日～9月21日	合 格
4	外務省中東アフリカ局中東第二課	8月27日～9月28日	合 格
5	文部科学省生涯学習政策局社会教育課	9月10日～9月21日	合 格
6	外務省総合外交政策局政策企画課	8月6日～8月24日	合 格
7	防衛省大臣官房秘書課	9月10日～9月21日	合 格
8	経済産業省原子力安全・保安院電力安全課	9月5日～9月28日	合 格
9	経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット 基準認証国際室	9月10日～10月5日	合 格
10	経済産業省経済産業政策局調査統計部 産業統計室	9月13日～9月28日	合 格

(参考) 単位認定の対象にならないインターンシップ

11	警察庁警察政策研究センター	8月23日～8月24日
12	国土交通省政策統括官付政策調整官付	8月6日～8月10日

(5) 職業人選抜合格者の特例措置

職業人選抜において合格した学生については、教育部教授会の審議を経て24単位を上限として、既修得単位の認定が可能であり、このことによって1年間で本大学院を修了する道を開いている。

もっとも、すでに他研究科において本大学院の授業科目として適切であると判断しうる科目を24単位修得している学生はきわめて稀であり、この特例措置によって1年で本大学院を修了した者は、19年度において2名あっただけである。

(c) 成績評価

本大学院では、単位の認定について履修規程第13条に定めているが、必修科目「公共政

策論」のみは、再試験を認めている。また、修了要件については、履修規程第16条に定めている。以上のような単位の認定等について定める履修規程は、毎年度の『学生便覧・シラバス』に掲載し、併せて成績評価基準も周知している。

なお、科目毎の受講生が少ない本大学院では絶対評価を原則としており、必ずしも各科目の成績評価が正規分布になることまでは求めている。各科目の成績評価と単位認定を行う際の判断は、最終的には担当教員に委ねているが、教員は、学生が事故の成績について説明を求めたときは必要な説明を行うことを義務づけられ（履修規程第14条）、授業アンケートや要望書などとも相俟って、評価の

公正さと透明性を担保する仕組みが用意されている。

(d) 履修・進路指導

本大学院では、4月開講当初に教務主任による履修指導を実施しているほか、4月当初には、履修指導教員の制度を利用して教員が担当学生と個別に面接を行い、詳しく説明を行っている。

他方、後期開講前には、クラスター選択の方法、事例研究とターム・ペーパーの関係等について説明を行っている。また、原則として一般選抜入学者の進路に関して実務家教員を指導教員として配置して、各学生の特性、

希望に応じた個別的指導を行う「進路指導教員」制度を設けている。

このような制度を通じて、専任教員は、学生の求めに応じて履修指導を随時行うだけでなく、普段から面会やメールを通じて院生の学習相談に乗り、助言を与える体制を整えている。

そのため、公共政策大学院便覧・シラバスにおいて各教員のメールアドレスを開示しており、教員によってはオフィスアワーを設定するなどの措置を講じていることから、学生は、常時、教員とコンタクトを取って学習相談ができるようになっている。

履修指導教員と担当学生数

研究者教員	18年度	19年度
秋月 謙吾	7	7
位田 隆一	6	6
大石 眞	6	6
新川 敏光	6	6
田尾 雅夫	6	6
中西 寛	7	6
諸富 徹	7	6
計	45	43

進路指導教員と担当学生数

実務家教員	18年度	19年度
今仲 康之	8	7
楠 壽晴	9	6
佐伯 英隆	8	6
白川 方明	8	6
計	33	25

* 職業人選抜学生には、原則として進路指導教員を付していない。

(e) 教育の成果

本大学院では各学生に履修指導教員が配置する体制を採用している上に、授業の多くが少人数であることから、教員が学生の履修状況を容易に把握することができる。

また、基本科目から事例研究まで時系列に添って配置された科目を適切に選択して履修するよう、入学時のガイダンスや個別的指導の場で周知に努めている。と同時に、学期毎に修得できる単位数に上限を設けるキャップ制を設けることによって、学生が段階的かつ着実に学習することを促している。

その結果、1年次から2年次に進級できなかった者は、留学その他の理由を除くと、平成19年度では1名であり、この者も勤務上の理由による留年である。例えば、全員必修の「公共政策論」(4単位)の試験結果を見ると、平成18年度入学者については全員が合格し、19年度入学者についても、1名の者にF評価がついたが、再試験により全員が合格した。また、2年間の学習を総括する意味で2年次後期に配置した科目「リサーチ・ペーパー」については、修了予定者のうち16名が登録を行い、14名が合格して単位を認められている。

なお、平成19年3月に最初の本大学院修了者を送り出したが、その修了後の進路を示しておく、以下のとおりである。

平成19年度修了者進路状況（復職含む）

進路先	人数
国家公務員	10
地方公務員	3
独立行政法人等	5
民間会社等	12
博士後期課程進学	4
その他	1
合計	35

【評価】

本大学院の教育課程は、第一に、公共政策大学院として、①政策過程全般（課題発見・整理、政策判断、政策立案、政策実施、政策分析・評価等）、コミュニケーション等に係る高い専門的能力、高い倫理観および国際的視野を持つ政策プロフェッショナルの人材を養成する観点から、適切に編成され、②法学・政治学・経済学の3分野に経営学を加えた、幅広い多様な科目を適切に学習できるように配慮されているほか、③履修方法としても、キャップ制の導入とともに、基本的な科目、展開的な科目、実践的な科目、事例研究等の科目を、段階的かつ効果的に履修しうるように工夫されているだけでなく、各開講科目の授業内容も、実務経験のある教員を中心に最先端の議論を紹介するものであると同時に、クラスター科目の制度を取り入れることにより、公共的な分野において喫緊の課題に対応する知識を教授することに力を注いでいる。

第二に、本大学院では、他研究科の単位を8単位まで認定するほか、インターンシップの単位化、実務家による講演会や授業参加等を通して、学生や社会の多様なニーズに応えるとともに、少人数の事例研究の充実によって学生と教員の双方向的な実務的な知識の教

授を可能としている。このほか、便覧・シラバスにより成績評価基準や修了認定基準が明示されている上に、学生が担当教員に成績に関する質問等を行うことが制度的に認められ、教員の連絡先も記載されていること、また、履修指導・進路指導を個別に行うことによって、日常的に学生の学習にきめ細かく配慮する体制が樹立されている。

なお、修了者の進路状況を見ると、マスコミや商社等、公共的色彩の強い民間会社に進んだ者も多く、狭義の公務員のみならず公共的な職務に従事する高度専門職業人を養成するという本大学院の任務に十分に定めるものとなっている。

今後は、「霞が関インターンシップ」を代表とするインターンシップの成果が表れてくるものと期待される。

4) 教員組織

本大学院の教育研究組織は、教育を担う公共政策教育部と法学研究科、経済学研究科との連携の下に教育を支援する公共政策連携研究部とに分かれている。本大学院の教員組織は、研究者教員8名（教授7、准教授1—公共政策第一講座に所属）と3年任期で採用した実務経験のある教員2名（公共政策第二講座）

に加えて、専門職大学院設置基準第5条第1項の定め（見なし専任）に基づいて採用した特別教授2名の12名で構成されている。

なお、公共政策第二講座に所属する教授1名が平成20年3月に日本銀行総裁に就任するために急遽辞任したため、後任人事を進めている。

*前記の通り、平成20年9月18日の人事教授会において後任人事が決定したので、平成21年4月1日から再び所期の12名の専任教員からなる教育・研究組織を回復することになる。

研究者教員の人事に関しては、連携研究部教授会において、法学・経済学両研究科との密接な連携の下に、科目適合性、教育効果等を考慮して慎重に行っている。また、実務家教員については、人事委員会において科目適合性、実務経験等を慎重に考慮して人選した上で、人事教授会において選考委員を選出し、その審査報告を経て審議・決定している。

本大学院の教員組織は、専門職大学院で授業を担当する者として、適切な専門領域と科目適合性や豊かな研究・教育経験が求められるため、50歳代を多く擁する年齢構成となっている。任期制は、最新の実務的知識を教授するという観点から実務家教員について導入されており、公共政策第二講座の専任教員2名と特別教授2名については、任期を3年とし、2回を限度に再任できるものとしている。

なお、専任の女性教員・外国人教員はいないが、英語能力の涵養という観点から、平成18年度は法学研究科と経済学研究科に所属する外国人教員各1名に、また、平成19年度は同じく経済学研究科所属の外国人教員1名と法学研究科所属の女性の外国人教員に実践科目の担当を依頼している。

[評価]

本大学院では、教育目的に沿った明確な人

事方針を有しており、設置基準を超える12名の専任教員を配置し、重要な科目群である専門基礎科目と事例研究のほとんどが、専任教員の担当するところとなっている。専任教員は、教育を適切に行うために相互に啓発し合うとともに、学生による授業評価や外部評価委員による点検を定期的に受けている。

このうち、実務経験を有する教員4名（特別教授2名を含む）はすべて5年以上最先端の実務現場を経験しており、担当科目はその経験に即して決定されている。他方、研究者教員については、その研究が本大学院における授業担当に適合的であることを確認している。

なお、実務的な知識を教授する実務家教員に関しては、最新の知識を教授することが可能になるよう任期制を導入している。

5) 学生支援

まず、本大学院専用施設として、40名以上を収容する講義室2室（1室は法学研究科と兼用）、演習室4室、RPG教室2室（政策立案・決定・執行過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーション能力の育成を目的としたプロジェクターとAV機器からなる設備を備えたロールプレイング室）、自習室2室、学生の自主的な勉強会等のためのディスカッションルーム2室、履修・進路指導等に利用できる面談室2室を設けているほか、各学生が専用で使用できるロッカーを地下に置いている。

全学生が専用の机を持つことができるように80名以上の収容能力をもつ自習室には、自らのパソコンでインターネットを通じて学内外のデータベースへのアクセスを可能にする無線LAN設備を施している。この自習室は、平日は8時から21時30分まで利用できるほか、土・日曜、祝日も8時から20時まで利用できる。また、学生が自由に利用できる本大

学院専用のコピー機も設置している。

*学生の強い要望に応え、平成20年7月以降、当分の間、自習室は23時45分(土・日と祝日は22時)まで使用できることとしている。

図書に関しては、本大学院専用の教育用書架を法学研究科図書室内に設け、3,000冊を超える図書を収納している。その際、教科書指定図書は原則として3冊を購入することとしている。このほか、学生は法学・経済学両研究科の豊富な図書やデータベースを、両研究科の院生と同様に利用することができる。

生活面については、学生の申し出につき、個々の教員および教務委員、公共政策大学院掛が窓口となって状況を把握し、教授会・各種委員会等で処理する体制を敷いている。また、履修・進路指導の教員との個別的な面談は、生活支援等に関する学生のニーズを汲み上げる場としても機能している。さらに、全学の保健管理センター・保健診療所・カウンセリングセンターなどを利用できることは当然である。

経済的な困窮のために就学に支障のある学生に対しては、京都大学で取り扱っている奨学金が貸与・給付されるほか、学内機関の選考により、入学料や当該期分の授業料の全額・半額について、免除や徴収猶予が認められている。平成19年度は、政府の「再チャレンジ支援経費」により、18年度実績を超える数の学生が授業料を免除された。

なお、各種ハラスメントについては、「京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン」に則って、人権委員会を設置し、相談窓口を設けている。

正規のカリキュラムとは別に、学生同士が多く勉強会を組織していることは、自学自修の理念が生かされていることを意味してお

り、教員も助言等を惜しむことはない。また、本大学院の学生がイニシアティブをとって、公共政策系大学院を横断する形で「公共政策大学院インゼミ」を開催していることも、学生の自主的な取組みとして特筆に値する。

[評価]

本大学院は、とりわけ勉学に適切な環境を備えることが求められる専門職大学院として、学生数に十分に対応しうる専有の施設・設備を有している。また、進路に関しては進路指導教員を、学習・生活面での相談には履修指導教員を配置して、学生支援には万全を期していると考えている。

6) 教育改善の努力

多くの実務家が授業を担当するという専門職大学院の特性に鑑み、非常勤講師も含めてすべての授業担当教員に「教務事項に関する手引き」を配布するほか(添付資料一平成18・19年度「教務事項に関する手引き」参照)、専任教員に加えて法学・経済学両研究科の教員のうち本大学院の授業を担当する教員全員で構成する教務会議や実務家教員からなる実務教育助言委員会を開催するなどして、不断に教育内容と教育方法の改善に努めている。

教育上の指導能力の評価という点では、まず、①2年毎に、教育内容、入学者選抜、教員組織、管理運営等に関する「自己点検・評価」を行い、その報告書を作成して、公表することとしている。また、②外部の有識者で構成する外部評価委員会に、毎年、本大学院の教育・管理運営体制の評価を依頼して、適切な助言を仰ぐとともに、その報告書を作成・公表して、社会的責任を果たしている(添付資料一平成18・19年度「外部評価委員会評価報告書」参照)。

平成 18 年度・19 年度外部評価委員会開催状況(議事録は添付資料を参照)

平成 19 年 1 月 9 日(火) 午前 11 時 30 分～午後 4 時

於：公共政策大学院研究部長室

平成 19 年 11 月 27 日(火) 午前 11 時 30 分～午後 4 時

於：公共政策大学院第 2 RPG 室

公共政策大学院外部評価委員会規程

平成 18 年 5 月 18 日教授会決定

第 1 条 公共政策連携研究部（以下「公共政策大学院」という。）に、外部評価委員会を置く。

第 2 条 外部評価委員会は、委員 6 名程度で組織する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 委員は、国立大学法人京都大学の職員以外の者で、公共政策大学院の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、研究部長が委嘱する。

第 3 条 外部評価委員会は、公共政策大学院が教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証するほか、研究部長の諮問に応じて、公共政策大学院の運営に関する重要事項を審議し、研究部長に対して助言を行う。

第 4 条 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

第 5 条 外部評価委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第 6 条 外部評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

第 7 条 研究部長及び公共政策大学院の職員は、委員長の許可を得て、外部評価委員会の会議に出席して説明し又は意見を述べることができる。

第 8 条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会の議事の運営に関し必要な事項は、外部評価委員会が定める。

附 則 (略)

平成 20 年度を迎えるにあたり、教育課程およびカリキュラム根本的な見直しの作業を行ったところであるが、FD委員会、評価・広報委員会を中心に、教育改善への組織的取り組み体制を構築していくこととしている。

*平成 20 年度のカリキュラムは、こうした取り組みの成果として、開講科目の整理・統合を経たものとなっている。

連携研究部長（兼教育部長）と副連携研究部長（兼副教育部長）を置き、そのリーダーシップの下に教務委員会、FD委員会、評価・広報委員会を設けて、教育の全般について方針を決めるとともに、専任教員が少数であることを生かして教育部教授会において活発な

議論を行って実質的に方策を決定することも多い。

その際、履修指導の場などで得られた学生のニーズは、各委員会における検討資料として活用されているが、とくに学生による授業評価については、平成 18 年度前期に試行した後、18 年度後期・19 年度前後期の全開講科目について学生による授業評価を行ったが、否定的な意見はほとんど見られなかった。

また、平成 20 年度のカリキュラム作成の参考にするため、19 年度前期終了時に教育課程全般についての意見を自由既述の形で求めたが、新規科目開講への要望等を除けば大きな問題点の指摘は見られなかった（添付資料一

平成 18・19 年度「外部評価委員会評価報告書」に掲載された図表参照)。

〔評価〕

以上に述べたように、さまざまな取組みを通じて、不断に専門職大学院としての教育の質の向上をはかるべく、その内容と方法の改善に努めている。

なお、設置計画履行状況調査において、大

学設置・学校法人審議会大学設置分科会から「ファカルティ・ディベロップメントについて、早急に実効ある対応を行うこと」という留意事項が示されたことを受けて、学生による授業評価を制度化・定例化するなど、相応の取組みを行っているが、今後とも、教育改善への組織的取組み体制の構築に一層の努力を重ねていきたい。

7) 研究生・聴講生等の受入れ

本大学院は、公共政策の専門職大学院としての特色を生かして、研究生・聴講生・科目等履修生などを積極的に受け入れるため、特別に規定を設けているほか（履修規程第 13 条・14 条参照）、専任教員の指導にかかる学術振興会特別研究員を受け入れ、法学・経済

学両研究科との連携の下に、研究室を提供するなど、研究環境の整備と学生支援にも努めている。

平成 18 年度・19 年度については、以下の表のとおりである。

*平成 20 年度には、学術振興会特別研究員を受け入れている。

学術振興会特別研究員・研究生・聴講生等の受入れ状況

年 度	学術振興会特別研究員	研 究 生	聴 講 生	科目等履修生
18 年度	0	1 (1)	0	0
19 年度	0	0	1	0

注：() 内は、外国人を示し、内数。

3. 研究活動

1) 研究活動の目標

公共政策大学院は、公共的な部門で活躍する高度専門職業人の養成を目的とする専門職大学院であり、なによりも教育を主眼としている。

しかしながら、連携研究部がそれと併せて設置された理由は、以下に掲げた設置計画書の記述が示しているように、一方において、

法学・経済学両研究科において推進されてきた学術研究の成果を教育に反映させ、また非常勤講師派遣など人的な支援を受けること、他方において、専門職大学院において開発・教授される実務的な知識を両研究科における研究へとフィードバックすること、の2点を円滑に推進するための組織であることに存する。

「公共政策教育部」と併せて「公共政策連携研究部」を組織することは、教育及び研究の両面にわたって重要な意味を有する。京都大学における高度専門職業人の養成は、単なる職業資格を得るための実践的授業に終始することや、試験合格や日常業務のノウハウを伝授することとはまったく異なる性格をもつことは、当然である。長期的な視野に立って問題の所在を探索し、真に公共的な利益の何たるかを判断し、また履行された政策を客観的に評価する能力を備えた人材を養成・供給することこそが、本大学院に課せられた使命である。

こうした使命に応えるためには、基礎的ならびに先端的分野の双方を専攻する研究者教員の達成した研究成果を、実務家教員との密接な連携の下に、教育に反映させることが求められる。また、従来から両研究科において研究されてきた対象領域は、きわめて関係の密接な隣接学問領域であり、とりわけ今日では「法と経済」「政治経済学」「国際政治経済」「公共経営」「公共哲学」など、学際的な研究分野が急速に発展しつつある。

こうした分野における第一線の研究者を擁する両研究科にとって、連携研究部を通して本大学院の運営に関わることは、教育のみならず研究の面においてもきわめて積極的な効果を生むことが期待できるのである。京都大学における高度専門職業人養成は、研究という地盤の上にはじめて成立し、相互に発展していくものであり、本大学院の組織形態は、それを円滑に進めることを目的として設計されている。

2) 研究活動の状況

法学・経済学両研究科の専任教員が移籍して構成員となる連携研究部としての性格を有する本大学院では、研究者教員は、基本的にそれまでの研究活動を継続しつつ、専門職大学院としての教育活動に従事している。

他方、本大学院は、教育を主たる任務とする組織であり、連携研究部それ自体としての研究は限られた範囲で行われるが、専門職大学院という特性から、その教育手法の研究・

開発が第一の課題となる。

まず、専門職大学院における教育手法の開発に関わる研究に関しては、平成18年度「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に申請したが、不採択だったところ、平成18年度には、「公共政策専門教育内容の高度化および教育メソッドの開発調査」のための学内経費（総長裁量経費）を獲得し、また同年度の「特別教育研究経費」によりRPG装

置や機能的な机・椅子等、専門職大学院に相応しい実践の高度教育設備を設置することができた。公共政策系の専門職大学院が全国的に少ない現状では、こうした設備を活用して行われる日々の教育そのものが教育手法の開発と結び付く実験的な意味を有している。

このうち、総長裁量経費による調査・研究として、ハーバード大学ケネディ公共政策大学院・プリンストン大学ウィルソン公共政策大学院（佐伯教授、2007年3月5日～7日）やオーストラリア国立大学・クロフォード経済行政大学院・香港大学政治行政大学院の訪問調査（秋月教授、同年2月11～13日、3月12～13日）により、貴重な知見を得た。

これと併行する形で、今仲・楠両教授による国内での中央省庁訪問調査が行われ（同年2月20～21日、財務省・国土交通省・人事院・総務省）、公共政策大学院に期待される教育内容についてなどについて人事担当者との意見交換を行った。

他方、専門職大学院における教育手法に関する実験的な授業として特徴的な点を列挙すると、以下の通りである（添付資料―平成18・19年度「学生便覧・シラバス」参照）。

- ① 双方向的な授業 全体で80余名の規模であるため、展開科目・実践科目・事例研究の多くの科目が演習形式の授業となっており、教員・学生間で活発な質疑応答が行われ、それ自体が新しい教育手法の開発に資している。
- ② 複数教員の共同授業 「外交政策」「グローバルガバナンス」「立法政策・技術」「中央省庁政策評価」「地方自治体政策評価」等が2名以上の教員による授業であり、事例研究「政府間関係」「NPOの理念と活動分析」といった研究者教員と実務家教員が相互に意見を交換しながら進める授業もある。いずれも、実務と

研究の架橋が求められる専門職大学院の授業にとって重要な意義を有する。

- ③ インターネット活用授業 「統計調査手法」「Contemporary Issues 2」「Professional Writing」といった科目でインターネットを活用した。学生は、授業の場以外でもLANと接続された自習室においてこれらの科目の予習、復習を行うことによって、情報化社会における実務に関する技術や知識を修得することができる。
- ④ インターンシップ これは専門職大学院における重要科目である。本大学院では平成18年度に試行を行い、その結果を慎重に検討した後、19年度に本格的に実施し、19年度に学内経費として「インターンシップ経費」を獲得して、学生が課題研究発表会に参加するための旅費補助等に使用した。

以上の授業を通して得られた知見は、教務委員会、FD委員会、評価・広報委員会における審議材料として、進行中の平成20年度カリキュラム作成作業に取り入れられることになっている。

外国の研究・教育機関との連携としては、先に述べた訪問調査の対象校との交流のほか、平成19年5月には韓国の世宗研究所の日本研修のため、本大学院において専任教員3名が講義を提供するとともに、今後もこうした交流を継続することで合意した。同研究所は韓国のトップクラスのシンクタンクであると同時に、現役の公務員の再教育機関として名高く、こうした機関と連携を築くことは、公共政策大学院における教育・研究を対外的なネットワークの下で遂行していく第一歩となる（但し、交流協定の締結まで至っていない）。

教育手法の開発という点では、とりわけ実務家教員の貢献は大きい。専門職大学院に特

徹的な事例研究（ケーススタディ）科目の多くを実務家教員が担当しており、これらの科目における教育手法を開発するために試行錯誤を重ねるとともに、専門職大学院の授業に相応しい教材の作成に努力している。

そのうち1名は、本大学院における授業の成果を金融政策に関する浩瀚な書物にまとめているが、これは、大学院レベルにおける教科書であると同時に、研究書としても最先端の水準を示している。専門職大学院に求められる実務家による講演、セミナー等に関しても、実務家教員は力を発揮している。

他方、実務経験に基づく研究という点でも、各実務家教員がそれぞれのテーマを追求して

3) 研究活動の展望

先にも述べたように、専門職大学院である本大学院は、基本的に教育を主たる任務とする組織であることから、連携研究部それ自体としての研究は、限られた範囲で行われるにとどまる。

しかし、そのことを前提としても、研究活動として注目すべき分野がある。それは、第一に、きわめて社会的意義の高い実践的テーマに関して、個々の教員の研究を組み合わせる本大学院が組織的に行う研究であり、第二に、歴史の浅い専門職大学院における教育手法に関する研究・開発である。

この観点から、個々の専任教員が各自担当している授業の内容に関わる研究を引き続き遂行していくことは言うまでもないが、今後は、ますます、それらを総合するとともに実務家教員の知見も取り入れながら、社会的意義の大きいテーマに関する本大学院に相応しい研究を実現していくこと、とくに原理的な思考に裏付けられた政策的提言を行うことが求められるであろう。

他方、前記のように教育手法に関して積み

おり、「量的緩和政策の効果と副作用」「資産価格上昇下での金融政策運営のあり方」「1980年代後半の日本におけるバブル発生の原因」「公務員制度の改革」といった成果を研究科で報告するとともに雑誌論文等で旺盛に発表している。

この研究成果という点では、実務家教員が審議会等で多くの委員を務めると同時に、研修所の講師を務め、一般市民向けの講演等を通して社会にも還元している。これは専門職大学院が有している重大な任務であり、この点において実務家教員の貢献には大きなものがある。（7「教員の個人活動」参照）。

上げた成果を教育現場に反映させる努力を継続すると同時に、それらを専門職大学院全体に還元していく努力も必要であると考え。この点は、とくに専門職大学院としての公共政策大学院に法律上義務づけられている認証評価の問題と密接に関係している。

【評価】

先に述べた社会的意義の高い実践的テーマへの組織的取組みに関しては、開学後の2年間は設置計画書に記載したとおり、教育の充実に最優先で取り組んだことによって、十分な成果を挙げることができたとは言いがたい。

しかし、その中でも、とりわけ実務家教員は、各自の実務経験を研究としてまとめる作業を行うと同時に、豊かな経験に裏打ちされた知見を積極的に一般市民に還元することに多大の貢献をしている。他方、専門職大学院における教育手法の研究・開発についても、学生の授業評価が示しているように、各教員の努力により一定の成果を挙げることができた、と評価する。

4. 管理運営

1) 部局の意思決定

(1) 教授会と組織管理体制

本大学院の最高意思決定機関である教授会は、連携研究部教授会と教育部教授会に区別されるが、本大学院の管理運営に関しては、連携研究部として密接な協力体制を敷いている法学・経済学両研究科との関係から、12名の専任教員（特別教授2名含む）に加えて、法学研究科の研究科長および2名の教員と、経済学研究科の研究科長および1名の教員から構成される連携研究部教授会において、意思決定を行っている。

教授会は、原則として毎月1回、第三木曜日の午後に開催されるが、入学者選抜等の案件がある場合には、臨時の教育部教授会を開催することになっている。通例、教授会に附

議する前には、案件毎に所掌の委員会において原案が作成されるが、多くの教員が複数の学内委員会等の委員も兼務していることから、委員会は、主任の責任の下に電子メールを用いて持ち回りで開催されることも多い。

また、本大学院の教育および専任教員の人事に関しては、専任教員から構成される教育部教授会において審議・決定している。その要をなす連携研究部長（兼教育部長。いわゆる公共政策大学院長）については、公共政策第一講座に所属する教授で構成する人事教授会において、投票により選出しているが、その被選挙権を有するのは、第一講座の教授である（以上については、以下に掲げる一連の組織関係規程等を参照）。

京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程

平成18年3月29日達示第4号

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都大学大学院公共政策連携研究部（以下「研究部」という。）及び大学院公共政策教育部（以下「教育部」という。）の組織等に関し必要な事項を定める。

(研究部長)

第2条 研究部に、研究部長を置く。

2 研究部長は、研究部の教授をもって充てる。

3 研究部長の任期は、2年とする。

4 研究部長は、研究部の校務をつかさどる。

(副研究部長)

第3条 研究部に、副研究部長を置く。

2 副研究部長は、研究部の教授をもって充てる。

3 副研究部長の任期は、研究部長の任期の範囲内において、当該研究部長が定める。ただし、再任を妨げない。

4 副研究部長は、研究部長の職務を助け、研究部長に事故があるとき又は研究部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(研究部教授会)

第4条 研究部に、その重要事項を審議するため、研究部教授会を置く。

2 研究部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

(講 座)

第5条 研究部の講座は、次に掲げるとおりとする。

公共政策第一講座、公共政策第二講座

(教育部長)

第6条 教育部に、教育部長を置く。

2 教育部長は、研究部長が兼ねるものとする。

3 教育部長は、教育部の校務をつかさどる。

(教育部教授会)

第7条 教育部に、その重要事項を審議するため、教育部教授会を置く。

2 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究部教授会が定める。

(専 攻)

第8条 教育部の専攻は、次に掲げるとおりとする。

公共政策専攻

(事務組織)

第9条 研究部に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

(内部組織)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究部の内部組織については研究部長が、教育部の内部組織については教育部長が、それぞれ教授会の議を経て定める。

附 則 (略)

公共政策連携研究部教授会規程

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定

平成19年2月23日連携研究部教授会一部改正

第1条 公共政策連携研究部教授会（以下「教授会」という。）は、次の各号に掲げる者

で構成する。

- (1) 公共政策連携研究部の専任の教授及び准教授（平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 2 条第 2 号の規定により公共政策大学院の専任教員とみなされる者を含む）
 - (2) 法学研究科長及び経済学研究科長
 - (3) 法学研究科において指名された研究科所属の教授又は准教授 2 名及び経済学研究科において指名された研究科所属の教授又は准教授 1 名
- 2 人事に関する事項は、公共政策第一講座の教授のみで構成する会議（以下「人事教授会」という。）で審議する。

第 2 条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 研究部長の選出
- (2) 公共政策連携研究部の専任教員の人事に関する事項
- (3) 公共政策専攻の教育課程の編成に関する重要事項
- (4) 教育部教授会の組織及び運営に関し必要な事項
- (5) その他公共政策連携研究部の管理及び運営に関する重要事項

第 3 条 教授会は、研究部長が招集し、議長となる。

2 研究部長に事故があるときは、副研究部長がその職務を行う。

第 4 条 教授会の議題は、会議開催の 5 日前までに構成員に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する案件は、教授会の承認を得て議題とすることができる。

3 教授会の構成員は、議題としたい案件を研究部長に申し出ることができる。この申し出は、原則として、教授会開催の 7 日前までに行うものとする。

第 5 条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

第 6 条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席者の過半数で決する。

第 7 条 人事教授会は、教授全員（海外にあるものを除く）の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開くことができない。

2 専任教員（第 1 条第 1 項第 1 号括弧書のものを除く）の候補者を推薦するには、出席教授の 3 分の 2 以上の多数を必要とする。

第 8 条 教授会の下に、人事委員会及び評価・広報委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会の構成等については、別に定める。

第 9 条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

公共政策教育部教授会規程

平成 18 年 1 月 26 日全学設置準備委員会決定

平成 19 年 2 月 23 日連携研究部教授会一部改正

第 1 条 公共政策教育部教授会（以下「教授会」という。）は、公共政策連携研究部の専任の教授及び准教授（平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 2 条第 2 号の規定により公共政策大学院の専任教員とみなされる者を含む）で構成する。

第 2 条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 公共政策専攻の教育課程の編成及び授業担当に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、進級、課程の修了その他学生の身分に関する事項
- (3) その他公共政策教育部の教育に関する重要事項

第 3 条 教授会は、教育部長が招集し、議長となる。

第 4 条 教授会の議題は、会議開催の 5 日前までに構成員に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、急を要する案件は、教授会の承認を得て議題とすることができる。

- 3 教授会の構成員は、議題としたい案件を教育部長に申し出ることができる。この申し出は、原則として、教授会開催の7日前までに行うものとする。
- 第5条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 第6条 教授会の議事は、別に定める場合を除くほか、出席者の過半数で決する。
- 第7条 前2条の規定にかかわらず、公共政策修士（専門職）の学位の授与にかかる議事は、京都大学学位規程（昭和33年達示第1号）第9条及び第15条第3項の規定による。
- 第8条 教授会の下に、公共政策教育部の教育に関する特定の事項を審議するため、教務会議を置く。
- 2 教務会議の構成等については、別に定める。
- 第9条 教授会の下に、教務委員会、入試委員会、インターンシップ等実施委員会、FD委員会及び実務教育助言委員会を置く。
- 2 前項に掲げる委員会の構成等については、別に定める。
- 第10条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。
- 附 則（略）

公共政策連携研究部長選出手続

平成18年1月26日全学設置準備委員会決定

- 第1条 研究部長は、人事教授会において、公共政策連携研究部の公共政策第一講座の教授のうちから、選挙により選出する。
- 第2条 選挙は、研究部長の任期満了の場合は、その前3月以上4月以内に行う。その他の場合は、研究部教授会においてその時期を定める。
- 第3条 投票による選挙において、会議構成員の過半数を得た者を当選人とする。
- 2 前項による当選人がないときは、得票多数の者2名について決選投票を行う。
- 3 決選投票において得票数が同じであるときは、年長者を当選人とする。
- 第4条 この内規を実施するために必要な事項は、別に定める。
- 附 則（略）

* 副研究部長に関する申し合わせ

副研究部長は、公共政策連携研究部の教授のうちから、研究部長が指名する。

(2) 各種委員会

連携研究部教授会の下に、人事委員会から兼業・兼職委員会までの管理運営に関する各種委員会を、また、教育部教授会の下に、教務委員会から実務教育序言委員会までの教育に関する各種委員会を設置して、各委員会には主任を置くとともに、連携研究部長・教育部長が全体を統括するものとしている（委員の任期は原則として2年である）。

*委員会の所管事項を明確にするため、平成20年度になって「委員会に関する申し合わせ」を決定するにいった。

先に述べたように、通例、教授会に附議する案件は、所管の委員会（とくにその主任）において原案が作成され、研究部長・教育部長等との緊密な連携の下に、提出されることになっている。

なお、全学的な委員会に関しては、専任教員数が少ないために、法学研究科の委員が本大学院委員を兼務するという形で、法学研究科の支援を仰いでいる。しかし、学生部委員会をはじめとする教務・福利厚生のような学生に関わる全学委員会には、相応数の学生が在籍する部局として責任を分担する観点から、本大学院の専任教員が委員として出席せざる

をえない状況になっている。

年度の構成員を示すことにする。

以下に、必要な委員会が確定した平成 19

公共政策大学院諸委員会

平成 19 年 4 月 1 日現在

名 称	教 員 名 等
全学委員会等	
評議員(連携研究部長・教育部長)	小 野
学生部委員	秋 月(規定により、任期は1年)
吉田キャンパス整備専門委員会	中 西
点検・評価実行委員会	諸 富
カウンセリングセンター管理運営委員会	秋 月(～21.3.31)
FD研究検討委員会	秋 月(～21.3.31)
教育制度委員会	田 尾(～21.3.31)
部局安全衛生委員会(役職指定、任期なし) (安全衛生推進者)	*副研究部長、教務委員会主任、施設・整備委員会主任 (安全衛生推進者：秋月、中西)

連携研究部関係

委員の任期は、原則として2年。*印は、主任を示す。

人事委員会	研究部長、田尾、*大石、位田、新川
評価・広報委員会	研究部長、田尾、*諸富、秋月、佐伯、唐渡(法・オブザーバー)
企画・財務委員会	研究部長、田尾、*新川、位田、白川、楠、佐伯、今仲
制度委員会	研究部長、田尾、*大石、位田
図書委員会	*諸富、位田、中西、寺田(法・オブザーバー)
施設・設備委員会	*中西、位田、諸富、岡田(経・オブザーバー) 川濱(法・オブザーバー)
人権委員会	研究部長、*副研究部長、教務委員会主任、楠 【ハラスメント相談窓口】田尾副研究部長、 法学研究総務掛長、法学研究科大学院掛長
部局情報公開実施委員会(役職指定)	研究部長、*副研究部長、大石制度委員会主任、秋 月教務委員会主任、中西入試委員会主任
兼業・兼職審査委員会(役職指定)	研究部長、副研究部長

教育部関係

委員の任期は、原則として2年。*印は、主任を示す。

教務委員会	*秋月、田尾、浅田(法)、松井(経営管理)
入試委員会	*中西、位田、諸富、佐伯
インターンシップ等実施委員会	*位田、白川、楠、佐伯、今仲

FD委員会	研究部長、*秋月教務委員会主任、諸富、楠
実務教育助言委員会	研究部長、*秋月教務委員会主任、白川、楠、佐伯、今仲

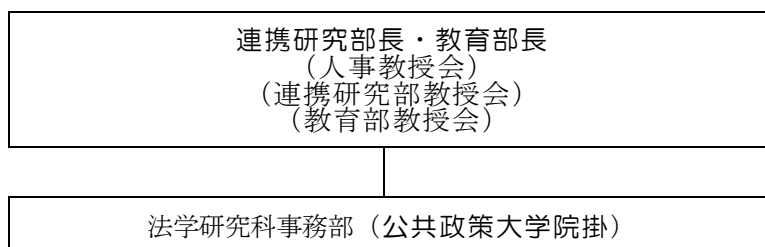
2) 事務組織

本大学院の事務は、法学研究科の事務部が兼任しているが、主に教務事項に関しては、日常的に学生と接するという重要性に鑑みて

一般にわたって遺漏なきを期し、教育部長・研究部長や各種委員会主任などに対する日常的な補佐機能を果たしている。

この公共政策大学院掛には、掛長と掛員1名、時間雇用職員1名を配置し、学務事項全

以下は、参考までに、これまで述べた公共政策大学院の組織・運営のあり方を図示したものである。



委 員 会	審 議 事 項
人 事 委 員 会	教員の人事に関する事
評価・広報委員会	HPの管理、授業評価に関する事
企画・財務委員会	予算・執行に関する事
制 度 委 員 会	規定の新設・改廃等整備に関する事
図 書 委 員 会	図書の購入・整備に関する事
施設・設備委員会	建物の管理、設備の整備に関する事
人 権 委 員 会	ハラスメント、人権に関する事
部局情報公開実施委員会	情報公開の実施、方針の決定に関する事
兼業・兼職審査委員会	兼業・兼職に関する事
教 務 委 員 会	カリキュラム、成績の認定、修了判定等に関する事
入 試 委 員 会	入学試験合格者の判定、入試問題作成に関する事
インターンシップ等実施委員会	インターンシップの実施、単位認定に関する事
F D 委 員 会	授業評価の実施、それに基づく教授法の改善等に関する事
実務教育助言委員会	実務家による実務教育の実施に関し、助言をすることにすること

3) 人権・安全管理

本公共政策大学院では、人権委員会、ハラスメント相談窓口、教務委員会などを設置し、人権問題に対応している。平成18・19年度には相談窓口寄せられた相談はまったくなく、

人権委員会が開かれることはなかった。

本公共政策大学院における基本的人権等の擁護に関する目標は、京都大学および法学研究科の目標にならい、以下のとおりである。

(1) 全学の人権委員会との連携の下に、同和問題についての啓発に努力すると同時に、万一問題が生じた場合には迅速・適切な措置を講ずる。

(2) さまざまなハラスメント問題に対して、全学の人権委員会と連携しつつ、部局で設けたガイドラインに従って、問題に応じた適切な対応をとるとともに、問題防止のための啓発を心懸ける。

(3) 学生の安全については、教務委員会を中心に、学生の自由と人権に十分に配慮しながら、適切な措置を講ずる。

なお、上記(2)に関して、本公共政策大学院では問題が生じた場合には、「京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン」を準用することになっている。

また、安全管理に関しては、副研究科長、教務委員会主任、施設・設備委員会主任から構成される部局安全衛生委員会を設置するとともに、2名の教員を安全衛生推進者に行っている。衛生管理者および衛生補助管理者については、法学研究科職員から選ばれた管理者、補助管理者が、本大学院のそれらを兼務している。

4) 情報セキュリティ

本公共政策大学院の情報セキュリティに関しては、連携研究部長・教育部長が、全学の「情報セキュリティ委員会」の構成員として責任者となっているが、その下に置かれた全学「情報セキュリティ実施委員会」委員は、法学研究科の委員が兼任している。

5) 自己点検・評価のための組織と実施状況

本公共政策大学院では、自己点検・評価、

外部評価、認証評価に関わる事項を所掌する評価・広報委員会を開学と同時に設置している。同委員会は、外部評価委員会による毎年の評価、学生の授業評価の基本方針と結果の検討、中期目標・中期計画の作成と年度毎の点検および報告など多くの業務に携わってきたが、連携研究部長・教育部長の指揮の下に2年毎に実施する自己点検・評価報告書の原案を作成することは、その最も重要な任務と言ってよい。

[評価]

開学後の2年間は、部局の意思決定および事務体制に関して、大きな問題は生じなかったし、連携研究部教授会の機能を通して、両研究科との協力体制はほぼ確立されたと考えられる。他方、専任教員のみで構成される教育部教授会では、教員が多く学生を知っていることもあって、実質的な審議を行うことも少なくなかった。少人数の教育組織の利点と言えよう。

これに加えて、とりわけ学生に直接対応する公共政策大学院掛の尽力は、実に大きなものがあると評価している。本大学院のような少人数の教育組織として、教務事項を所掌する独立した掛が存在し、かつ充実したものとなることは、今後も重要であると考えている。

もともと、独立した教育組織である本大学院では、多くの専任教員が部局内の複数の委員会委員を務めている上に、前記のように、全学的な委員会委員としての務めも果たすことが求められている。その結果、教員の教育・研究に対して影響を及ぼすほど多大な負担となっており、何らかの再検討が必要であろう。

5. 財 務

1) 予 算

本大学院の平成18・19年度の人件費を除いた支出全体の内訳および大学運営費交付金の執行状況は、以下の表のとおりである。これをみると、平成19年度決算額は、18年度決算額と比して大きく落ち込んでいるが、むしろ平成18年度は、開設時に伴う特別経費を措置されたために全体の経費が膨らんでいたにすぎない。

なお、本大学院事務部は、公共政策大学院掛を除いて法学研究科事務部が兼ねていることもあって、とりわけ中央経費については、

共通経費を除き、法学研究科から一定の支援を受けている。

本大学院の予算案、決算案に関しては、企画・財務委員会の審議を経た後に、連携研究部教授会で審議・決定されている。教育組織としての性格が強い本大学院の予算における特徴として、教育に関わる経費の割合が比較的高くなっている。また、平成19年度は、18年度に比して研究部長裁量経費を増額するとともに、その弾力的運用に留意した。

平成18年度決算報告

(単位：千円)

区 分		18年度				
		当初計画額	追加配分額	合計予算額	学部追加配当及び調整	決算額
運 営 費 交 付 金	図書経費	100	0	100	610	710
	中央経費	2,100	0	2,100	1,557	3,657
	備品費	800	0	800	△472	328
	消耗品費	400	0	400	1,104	1,504
	印刷製本費	400	0	400	△168	232
	複写経費	200	0	200	△173	27
	賃金	300	0	300	346	646
	雑役務費	0	0	0	268	268
	施設整備費	0	0	0	652	652
	情報関連費	300	0	300	△300	0
	特別経費	30,264	6,130	36,394	0	36,394
	大学院設置に伴う設備費	30,264	0	30,264	0	30,264
	総長裁量経費	0	6,000	6,000	0	6,000
	KUINEP	0	130	130	0	130
	吉田地区共通経費	0	0	0	1,917	1,917
	旅費	925	0	925	1,050	1,975
	教員研究旅費	925	0	925	△727	198
	講師等旅費	0	0	0	1,322	1,322
	赴任旅費	0	0	0	455	455
	非常勤講師手当	300	0	300	△300	0
研究部長裁量経費	200	* 5,630	5,830	△5,830	0	
予備費	678	0	678	△678	0	
次年度繰越					1,974	
小計	34,867	11,760	46,627	△1,974	46,627	

他の資金	受託研究費等	0	2,936	2,936	0	2,936
	科学研究費間接経費	0	690	690	0	690
	施設整備費補助金	0	2,051	2,051	0	2,051
	受託研究間接経費	0	195	195	0	195
	小計	0	2,936	2,936	0	2,936
合計		34,867	14,696	49,563	△1,974	49,563

(注) *印は、追加配分(教育研究基盤経費 5,578千円、留学生経費 52千円)

平成19年度決算報告

(単位:千円)

区分	19年度					
	当初計画額	追加配分額	合計予算額	学部追加配当及び調整	決算額	
運営費交付金	図書経費	1,000		1,000	304	1,304
	中央経費	7,550	989	8,539	△587	7,952
	備品費	330		330	△330	0
	消耗品費	1,500		1,500	△738	762
	印刷製本費	1,000		1,000	1,344	2,344
	複写経費	200		200	160	360
	賃金	3,600	*1	4,589	△418	4,171
	雑役務費	268	989	268	△268	0
	施設整備費	652		652	△337	315
	情報関連費	660		660	△653	7
	特別経費	0	0	0	0	0
	大学院設置に伴う設備費	0	0	0	0	0
	総長裁量経費	0	0	0	0	0
	KUINEP	0	0	2,638	△346	2,292
	吉田地区共通経費	2,247	*2	2,247	1,379	3,626
	旅費	925		925	△203	722
	教員研究旅費	1,322	0	1,322	1,582	2,904
	講師等旅費	0	0	0	0	0
	赴任旅費	0	0	0	0	0
	研究部長裁量経費	1,440	0	1,584	△746	838
予備費	27	144	27	△27	0	
次年度繰越		0		676	676	
他の資金	受託研究費等	0	1,990	1,990	0	1,990
	科学研究費間接経費	0	1,965	1,965	0	1,965
	施設整備費補助金	0	0	0	0	0
	受託研究間接経費	0	0	0	0	0
	ポケットゼミ	0	25	25	0	25
小計	0	1,990	1,990	0	1,990	
合計	12,924	5,761	18,685	0	18,685	

(注) *1の印は、追加配分(TA 27千円、留学生経費 490千円、再チャレンジ 472千円)

*2の印は、追加配分(19年度予算見直し配分 595千円、18年度繰越し 1,974千円)

2) 外部資金

平成18年度の科学研究費補助金では、代表者分（特別研究員奨励費含む）9件、分担者分2件、計11件、29,650千円となった。寄附金の受入れは2件1,495千円であった。また、受託研究として、1件1,310千円がある（研究担当者：諸富准教授）。

平成19年度の科研費では、代表者分（特別研究員奨励費含む）6件、分担者分1件、繰越分1件計8件、29,870千円となった。寄附金の受入れは2件3,300千円であった。

3) 大学改革推進等補助金

平成18年度・19年度とも、特に該当なし

4) 教育研究改革・改善プロジェクト経費等

平成18年度に、大学院設置に伴う設備費として30,264千円が措置され、教室・自習室・RPGルーム等の整備を行った。また、平成18年度の総長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト等経費」として、プロジェクト課題「公共政策専門教育内容の高度化および教育メソッドの開発調査」（6,000千円）が採択された。

平成19年度は、特に該当なし。

6. 情報の発信・社会との連携

1) 部局の方針

本公共政策大学院では、説明責任という考え方の浸透や高速情報通信網の普及等の社会状況の変化に対応して、開学当初から情報発信や社会との連携に積極的に取り組む方針で臨んでいる。

2) 情報の発信・公開

評価・広報委員会の所掌の下に、本公共政策大学院の専用ホームページを開設して、在籍学生や志願者等を主な対象として、本大学院の専任教員、カリキュラム、催し物の案内等を随時掲載して、情報の発信に努めるとともに、本大学院の概要を紹介するパンフレットを作成し、入試説明会その他で有効に活用している。

本公共政策大学院に所属する専任教員による一般市民向けの講演会等も、対外的に情報を発信し、社会との連携を強めるという観点

からは有力な方法であるが、その開催は今後の課題としたい。

3) 社会との連携、同窓会組織

現在のところ、本公共政策大学院の修了生を構成員とする同窓会は、存在していない。

しかし、修了生相互の親睦を深め、本大学院の対外的なプレゼンスを高め、支援体制を整備するなどの意味において、その必要性は十分に認識されている。そこで、最初の修了生を出した平成 20 年度以降は検討を開始する予定である。

*平成 20 年春以降、修了生有志と専任教員との間で同窓会を設立する動きが進んでおり、その動向は、逐次、教授会でも報告されている。

7. 教員の個人活動

凡 例

- (1) 教員の配列は、公共政策第一講座／同第二講座／特別教授の順とアイウエオ読みによった。
- (2) 活動項目は、教育／研究／組織運営／学外・社会貢献活動に大別してその順に掲げ、「学外・社会貢献活動」などにおいて、年度により任期が区切られる委員等は、その年度により示した。
- (3) 「授業科目の担当」中、「法学研究科」とあるのは同研究科法政理論専攻を、「法科大学院」とあるのは同研究科法曹養成専攻を、それぞれ指す。また、「前・後」は前期・後期を表し、数字は単位を示す。

秋 月 謙 吾 (教 授)

1. 教 育

授業科目の担当

(18年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、省庁間関係（前2）

法学研究科

行政学／行政学研究

法 学 部

行政学（前4）、同演習（前2、後2）

(19年度)

公共政策大学院

公共政策論（前4）、省庁間関係（前2）、
ケーススタディ政府間関係（後2）、地方
行政実務（後2）

法学研究科

行政学／行政学研究

法 学 部

行政学（前4）、演習（前2、後2）

全学共通科目等：政治学基礎論 A（前2）

2. 研 究

1) 研究テーマ及び目標

現在の研究の主な力点は、1990年代以降

の地方分権の動きを理論的に位置づけることにおいている。他に関心を深めつつある領域としては、国際的人口移動と地方政府の政策対応、治安維持と行政、災害行政などである。

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

(18年度)

<論 文>

「日本における地方自治と地方行政」服部民夫・張達重編『日韓政治社会の比較分析』

（日韓共同研究叢書18）慶応大学出版会

「民主主義体制における財政調整制度と政府間関係」持田信樹編『地方分権と財政調整制度：改革の国際的潮流』東京大学出版会
「ガバナンスの時代の地方自治：NPMとNPO」村松岐夫編『テキストブック 地方自治』東洋経済新報社

<その他>

資料集編集『京都市政史』第5巻「資料 市政の展開」京都市歴史資料館

(19年度)

<その他>

「地方自治体における『新移民』の諸問題」京都大学法学研究科 21世紀 COE オケージョナルペーパー27号

「関西から見た地方自治展望」『地方自治の展望研究会報告書』日本都市センター（共著）
「地方における信頼：市町村職員に対する信頼調査の分析」『行政の信頼性確保・向上方策に関する調査研究報告書』行政管理研究センター

3) 研究成果の公表 [学会報告・講演等]

(18年度)

平成18年8月2日「地方自治の理論と現実」
滋賀県市町村職員研修センター

平成19年1月13日"Building a New Kind of Trust : Local government and Immigrant Communities in Japan／タイ王国バンコク、パスツアンプリンセスホテル

(19年度)

平成20年2月5日「都市と道府県の役割分担：住民本位の豊かな行政を実現するために」大阪市地方分権シンポジウム／ヴァーレー大阪（コーディネーター／パネリスト）

4) 共同プロジェクトへの参加

総務省「ICTを活用した地域社会への住民参画のあり方に関する研究会」委員（平成17年度～平成18年度）

「行政の信頼性確保・向上方策に関する調査研究委員会」（委員長：中邨章明治大学教授）委員（平成17年度～平成21年度）
Asian Forum for Public Governance メンバー（平成17年度～平成20年度）

5) 外部資金の導入状況

平成15～19年度 研究拠点形成費等補助金「21世紀型秩序形成プログラム」分担者

3. 組織運営

1) 部局における寄与

<公共政策大学院>

H18.4.1-20.3.31 FD研究検討委員会

H18.4.1-20.3.31 評価・広報委員会

H18.4.1-20.3.31 人権委員会

H18.4.1-20.3.31 部局情報公開実施委員会

H18.4.1-20.3.31 教務委員会主任

H18.4.1-20.3.31 FD委員会

H18.4.1-20.3.31 実務教育助言委員会

<法学研究科>

H19.4.1-21.3.31 カウンセリングセンター管理運営委員会

H16.4.9-20.4.8 法政実務交流センター運営委員会

H16.4.22-18.4.21 公共政策系大学院検討WG

H17.4.1-19.3.31 制度委員会

H17.4.1-19.3.31 法人化問題検討委員会

H17.10.1-19.9.30 経理委員会委員

H18.1.22-20.1.21 法政理論専攻入学者選抜制度検討WG委員、21世紀COE検討

WG委員

H18.4.18-20.4.17 客員教授定員運用委員会

2) 全学における寄与

H18.4.1-20.3.31 学生部委員

H18.4.1-20.3.31 全学FD委員会委員

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

<所属学会>

日本行政学会／理事、日本政治学会／理事、日本比較政治学会／会員

2) 学外の委員会・審議会等の活動

H18.8-20.3 外務省／政策評価アドバイザー・グループメンバー

H17.5-18.3 総務省「ICTを活用した地域社会への住民参画のあり方に関する研究会」委員

H19年度 大阪市／大阪市政研究所研究主任

H17.12-19.12 京都府参与（行財政改革担当）

H18.12-20.11 湖南省政治倫理委員会委員

H19.9-21.8 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

H17.7-20.6 京都市 市政改革懇談

H18.2-22.1 京都市情報公開審査会委員（17年度副会長、18年度会長）

H18-21年度 京都市個人情報保護審議会委員（副会長）

H17-20年度 京都市事務事業評価委員会（H17年度副会長、H18年度-）会長

H17-20年度 警察の法政策に関する関西研究会委員

位 田 隆 一 (教 授)

1. 教 育

1) 授業科目の担当

(18年度)

公共政策大学院

国際経済法(後2)、国際行政制度(前2)、
グローバルガバナンス(前2)

法学研究科

国際機構法、国際機構法研究

法 学 部

国際機構法(後4)、同演習(前2)

全学共通科目等

生命科学と法・生命倫理(前2)、国際連
合概論

(19年度)

公共政策大学院

国際経済法(後2) 国際行政制度(前2)、
グローバルガバナンス(前2)

法学研究科

国際機構法/国際機構法研究

法 学 部

国際機構法(後4)、同演習(前2)

全学共通科目等

生命科学と法・生命倫理(前2)、国際連
合概論

2) 教材の開発等

(18-19年度)

「生命科学と法・生命倫理」、「国際機構法」
(学部)、「国際経済法」、「グローバル
ガバナンス」につき詳細な講義要録を作成
し、配布した。

2. 研 究

1) 研究テーマ及び目標

「開発の国際法」の現時点での総括作業
と共に、近年力を入れている「国際生命倫
理法」の研究を展開している。同時にユネ
スコや政府諸委員会での生命倫理規範策定
や非欧米的な人間観・価値観に基づく「ア
ジアの生命倫理」の研究のほか、現在は生

命倫理基本法の構築を目指した研究を行っ
ている。

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

(18年度)

<著 書>

Bioéthique et droit international : Autour de la
déclaration universelle sur la bioéthique et les
droits de l'homme(Ch. BYK (éd.))(共著),
LexisNexis/ Litec, Portée et objectifs de la
Déclaration: harmonie universelle et diversité
des valeurs 執筆

<論 文>

「個人情報保護法と今後の遺伝情報の取り扱い」臨床細胞分子遺伝 11 卷(Cytomolecular
genetics, vol. 11 (臨床細胞分子遺伝研究会)
2006年4月

「幹細胞をもちいた医療の倫理的問題点」学
術月報 vol.59,no.4 (通巻 737 号) 日本学術
振興会) 2006年4月

「わが国における遺伝子解析研究の倫理的
枠組」臨床医薬 (Journal of Clinical
Therapeutics& Medicines)、vol.22, no.10 (臨
床医薬研究協会) 2006年10月

Déclaration universelle sur la bioéthique et son
suivi-Diversité dans l'universalité Conférence
magistrale, Actes, Comité international de
bioéthique de l'UNESCO,2e session, UNESCO、
2006.12

<その他>

「はじめに」「グループ討論/全体討議のま
とめ」『漂流する地球秩序と平和構築の挑
戦』国連大学グローバルセミナー2006 神戸・
淡路セッション報告書(国際連合大学、2006
年9月)

[紹介] 村瀬信也『国際法の経済的基礎』国
際法外交雑誌 105 卷 3 号、2006 年 11 月

[座談会] 日本がリードする国連改革/外交
フォーラム 2007 年 1 月号

「21 世紀型法秩序形成プログラム」拠点形成
へ B-4 班 (国際関係) の貢献—新しい世界
のかたちと国家のかたち」有信会誌 49 号、

- 2007年3月
(19年度)
<著書>
『普遍性と多様性「生命倫理と人権に関する世界宣言」をめぐる対話』奥田純一郎(編)、上智大学出版、2007年7月(「生命倫理に関する世界宣言とそのフォローアップ—普遍性の中の多様性」執筆)
- <論文>
「ヒトES細胞を用いる再生医療の法的倫理的諸問題 Ethical and legal Issues of Regenerative Medicine Using ES Cells」脳神経外科35巻4号(医学書院)2007年4月
「先端医学・生命科学研究と法」ジュリスト1939号、2007年8月2-10
「国際生命倫理規範の法的性格—ユネスコの三宣言を素材として—」法學論叢162巻1~6号、2008年3月
- 3) 研究成果の公表 [学会報告・講演等]
(18年度)
- 平成18年4月13日:招待講演「Japanese Ethical Framework of Genomic Research わが国におけるゲノム研究の倫理的枠組み」Drug Information Association Congress on Moving towards a New Era in New Drug Evaluation
- 平成18年4月15日:京都大学公共政策連携研究部・京都大学法学研究科21世紀COE、EU委員会代表部共催国際シンポジウム「『欧州連合と日本:共通の利益』」実行委員会代表
- 平成18年6月3~4日:日本国際連合学会主催日本国際連合学会2006年度(第8回)研究大会第四セッション座長
- 平成18年7月8~9日:招待講演「ポスト・シーケンス時代の遺伝子解析研究・応用と生命倫理」日本医薬品情報学会学術大会
- 平成18年7月14~15日:特別講演「ユネスコ『生命倫理と人権に関する世界宣言』について」医学系大学倫理委員会連絡会議主催第35回医学系大学倫理委員会連絡会議
- 平成18年8月3-23日:招待講演「再生医療と生命倫理—ES細胞、クローン胚、そしてヒト幹細胞臨床研究」財団法人ヒューマンサイエンス財団主催「ヒトゲノム・再生医療等研究推進事業、先端医学研究等普及啓発セミナー「再生医療はどこまで進んだか?更に発展させるには何が必要か?—ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針施行に際して」(大阪・東京)
- 平成18年9月10日:国際花と緑の博覧会記念協会主催KOSMOS FORUM「21世紀の新しい人間観を探る 人間として『生きる』とは…」コーディネーター
- 平成18年9月26~29日:招待講演「Japanese Ethical Framework of Regenerative Medicine: A Model for Asia?」ドイツ学術振興会超域文化生命倫理研究班、チュービンゲン大学日本学科ワークショップ「コンテクストの中の日本とアジアの生命倫理—多元化する論争と国家を超えた相互作用」
- 平成18年10月8日:「日本加盟半世紀における国連改革—地球共同体 Global Community に向けた改革の来し方と行く方」国際法学会2006年研究大会
- 平成18年10月25日:国際連合学会シンポジウム「国連デー2006『国連加盟50周年』」セッション2:「国連からの視点」パネリスト
- 平成18年11月2~4日:招待講演「Cadre éthique japonaise de la recherche sur les cellules souches embryonnaires et sur les embryons clones - Activités d'un comité du Ministère d'éducation au Japon」UNESCO主催第2回フランス語圏諸国生命倫理国際会議「普遍的生命倫理とグローバルバリエーション」
- 平成18年12月12日:「生命科学・医学の発展と生命倫理—ひと・いのち・社会」京都大学主催第29回京大サロン
- 平成19年1月12日:「生殖補助医療における法的・倫理的諸問題」日本経済新聞

- 社生殖補助医療勉強会
- 平成 19 年 3 月 1 日：「Ethics of Human Therapeutic Cloning Research in Japan: Current Debate of Drafting the Ethical Guidelines」The Asian Bioethics Association 主催第 8 回アジア生命倫理学会
- 平成 19 年 3 月 24 日：「ヒト ES 細胞を用いる再生医療の生命倫理—指針の策定と審査の経験から」京都市立医科大学主催松本仁介医学振興資金シンポジウム
- (19 年度)
- 平成 19 年 4 月 7 日:第 27 回日本医学会総会にてセッション座長「医療とこころと生命倫理」
- 平成 19 年 5 月 27 日：九州大学アジア総合政策センター"九州大学アジア理解講座シンポジウム「臓器売買が問いかけるもの—アジアの苦悩」総合討論コメンテーター
- 平成 19 年 7 月 21 日・22 日：「The Feasibility of a Regional Agreement to Ban Organ Trafficking across Borders」Center for Ethics, Law and Society in Biomedicine and Technology, 国立台湾大学主催「Asian Task Force: Battling Organ Trafficking Across Borders in Asia, First Meeting」
- 平成 19 年 8 月 13 日～15 日：「Bioethics of Biobank—ELSI Issues in a Post-Sequence Era」Academia Sinica 主催「Taiwan Biobank Symposium "Biobank in the 21st Century: Cooperation and Perspectives to Launch the Taiwan Biobank"」
- 平成 19 年 11 月 23 日：基調講演『「社会の中の科学」と人文学の振興—生命科学と人文学の知の融合にむけて—』韓国経済・人文社会研究会主催「第 4 回日韓人文政策フォーラム」
- 平成 19 年 12 月 6-7 日：「Procréation médicalement assistée et anonymat au Japon」レンヌ大学シンポジウム「L'anonymat et la PMA」
- 平成 20 年 2 月 23 日：京都大学大学院法学研究科 COE プログラム COE 総括市民公開講座「法と政治—その課題と未来」にて発表「国際化するアジア—国際変動と地域秩序の再編成」
- 平成 20 年 2 月 24 日：京都大学大学院法学研究科 COE プログラム B-4 班総括シンポジウム「国際化するアジア—国際変動と地域秩序の再編成」にて研究発表「国連改革と今後の課題—アジアの視点から」及び「パネルディスカッション：国際化するアジア—国際変動と地域秩序の再編成」座長
- 平成 20 年 3 月 6 日 京都大学大学院法学研究科 COE プログラム全体総括シンポジウム「秩序形成の展望」にて B-4 班研究概要報告とパネルディスカッション
- 平成 20 年 3 月 22 日・23 日：科研費補助金基盤研究 (B)「生命科学・医学の発展に対応した社会規範形成—生命倫理基本法の構築」京都大学大学院法学研究科 COE プログラム共催／国際ワークショップ「生命倫理基本法」International Workshop «Basic Law of Bioethics»主催者、「iPS 細胞の生命倫理—試論"Bioethics of iPS Cells- a tentative argument-"及び「生命倫理の規律におけるハードローとソフトロー"Hard Law and soft Law in Bioethics Regulation - Towards Basic Law of Bioethics in Japan」
- 平成 20 年 3 月 22 日：厚生労働科研費補助金（創薬基盤推進研究事業）による国際ワークショップ「バイオバンクと倫理規律」"International Workshop of «Biobanking and ethical regulation»主催者
- 4) 共同プロジェクトへの参加
(平成 18 年度・19 年度)
- 「21 世紀型法秩序形成プログラム」京都大学大学院法学研究科 21 世紀 COE プログラム B-4 班リーダー

科学研究費補助金基盤B(文部科学省)「生命科学・医学の発展に対応した社会規範形成—生命倫理基本法の構築」(平成18年度~20年度)研究代表者

科学研究費補助金(厚生労働省)創薬基盤推進研究事業「ヒトゲノム・再生医療等研究事業 ゲノム情報を用いた新しい医療の推進における倫理問題に関する研究」比較法研究センター(平成18年度~20年度)主任研究者

財団法人国際高等研究所研究プロジェクト「生命科学の発展に対応した新しい社会規範の構築」Research Project: “Building up new and appropriate social norms corresponding to the development of life sciences and technology”(平成18年度~20年度)研究代表者

科学技術振興調整費による研究「遺伝子診断の脱医療・市場化が来す倫理社会的課題」(高田史男・北里大学助教授研究代表)推進委員

文部科学省科研費特定領域研究「ゲノム」応用ゲノム総括班評価者

5) 外部資金の導入状況

平成18~20年度 科学研究費補助金基盤研究(B)「生命科学・医学の発展に対応した社会規範形成—生命倫理基本法の構築」研究代表者/総額15,100千円

平成15~19年度 研究拠点形成費等補助金「21世紀型秩序形成プログラム」分担者
平成17年度寄附金 日本医師会「終末期医療と生命倫理に関する研究」500千円

3. 組織運営

1) 部局における寄与

<公共政策大学院>

H18.4.1-20.3.31 人事委員会

H18.4.1-20.3.31 企画・財務委員会

H18.4.1-20.3.31 制度委員会

H18.4.1-20.9.30 図書委員会

H18.4.1-20.3.31 施設・設備委員会

H18.4.1-20.3.31 入試委員会

H18.4.1-20.3.31 インターンシップ等実施委員会

<法学研究科>

H17.10.1-21.9.30 将来計画検討委員会

H17.4.1-19.3.31 法人化問題検討委員会、21世紀COE検討WG

H16.10.1-20.9.30 図書委員会、公共政策系大学院検討WG

H18.4.1-H20.3.31 修士課程入試試験制度検討WG

2) 全学における寄与

H19年度-20年度 医学研究科・医学部医の倫理委員会

H18年度-20.3.31 国際教育プログラム委員会

H20年度-22.3.31 国際交流センター協議委員会

H19年度-21.9.10 ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理委員会

H18.3.16-31 ウィーン大学との学術交流協定に基づく招聘研究者受入れ(Prof.Werner Zips)

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本国際経済法学会/理事、世界法学会/理事・庶務主任、国際法学会/理事、国際人権法学会/理事、日仏法学会/理事、日本生命倫理学会/理事・国際交流委員長、日本国際連合学会/理事・研究企画主任及び編集委員

国際交流活動/H18・H19 国連大学グローバルセミナー神戸・淡路セッション実行委員長

2) 学外の委員会・審議会等の活動

H18.3-20.8 外務省専門職員採用試験委員(非公開)

H19.2-21.3 厚生労働省/創薬基盤推進研究事業(生物資源研究)事前評価委員会委員

- H20.2-21.3 厚生労働省／創薬基盤推進研究事業（生物資源・創薬モデル動物研究）
中間・事後評価委員会委員
- H19.2-21.1 厚生労働省厚生科学審議会専門委員
- H19.2-21.1 文部科学省科学技術・学術審議会臨時委員
- H18.11-20.11 内閣府総合科学技術会議専門委員
- H17.5-21.3 バイオインダストリー協会

大 石 眞 (教 授)

1. 教 育

1) 授業科目の担当

(18年度)

公共政策大学院

立法システム（前2）、立法政策・技術（後2）、統治構造の現代的課題（後2）

法学研究科

立法学研究

法科大学院

統治機構の現代的課題（後2）

法 学 部

憲法第一部（前4）、同演習（前2、後2）

(19年度)

公共政策大学院

立法システム（後2）、立法政策・技術（後2）

法学研究科

立法学研究

法科大学院

統治の基本構造（前2）

法 学 部

憲法第一部（前4）、同演習（後2）

2) 教材の開発等

(18-19年度)

平成17・18年度法科大学院講義「統治機構の現代的課題」で教材として講義資料を作成した。

平成17～19年度法学部講義「憲法第一部」で教材として講義資料を作成した。

平成18・19年度公共政策大学院講義「立法システム」で教材として講義資料を作成した。

平成19年度法科大学院講義「統治の基本構造」で教材として講義資料を作成した。

2. 研 究

1) 研究テーマ及び目標

私の研究プログラムは、憲法学の中でも、とくに議会制度・宗教法制・日本憲法史の

三点を軸としてきた。これらはいずれも、それまでの憲法学において、ことがらの重要性と研究の必要性は認められながらも、研究蓄積の乏しかった領域で、これを埋めようとするのが私の重要な課題である。

研究姿勢としては、他の研究分野や立法政策又は実務に対して何らかの寄与をなしうよう常に心掛けると同時に、時流におもねることなく、また特定の勢力に加担することもなく、学問としての筋を通しつつ国家・社会に貢献し、大学人としての責任を果たしたい。

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

(18年度)

<著書>

『憲法講義Ⅱ』有斐閣、2007年1月

<論文>

「衆議院解散権の根拠と習律上の制約」ジュリスト1311号、9-17頁

「宗教復権の時代における国家と宗教共同体」比較憲法学会編『信教の自由をめぐる国家と宗教共同体』政光プリプラン、34-41頁

「内閣法制局の国政秩序形成機能」公共政策年報6号、7-16頁

「憲法史から考える皇室典範改正論議」法学教室315号、10-15頁

Johann Freiherr von Chlumecky und die Entstehung des japanischen Parlamentarismus in: W.Brauneder=K.Takii (hrsg.), Die österreichischen Einflüsse auf die Modernisierung des japanischen Rechts, SS.11-18

(19年度)

<著書>

『憲法秩序への展望』有斐閣、2008年2月

<論文>

「日本国憲法と集团的自衛権」ジュリスト1343号37～46頁

「『安全』をめぐる憲法理論上の諸問題」公法研究69号21～44頁

「フランスの団体制と結社の自由」佐藤幸治ほか編・阿部照哉先生喜寿記念論文集『現代社会における国家と法』（成文堂）505～530頁

3) 研究成果の公表〔学会報告・講演等〕

(18年度)

「『安全』をめぐる憲法理論上の諸問題」日本公法学会第71回総会報告、明治大学、2006年10月

4) 共同プロジェクトへの参加

科研費補助金（基盤研究(C)）「内閣法制局の基礎研究」（代表研究者、東京大学／御厨貴教授）（平成16年度～17年度）
関東学院大学法学研究所「韓国統治機構の研究」（代表研究者、関東学院大学／吉田仁美助教授）（平成16年度～17年度）

5) 外部資金の導入状況

平成18～19年度 科学研究費補助金基盤研究(B)「伊藤博文と韓国統治——日本の近代化経験と帝国の形成」研究分担者
平成15～19年度 21世紀COE「21世紀型秩序形成プログラム」拠点リーダー／総額513,200千円

3. 組織運営

1) 部局における寄与

<公共政策大学院>

H18.4.1-20.3.31 人事委員会委員主任
H18.4.1-20.3.31 制度委員会委員主任
H18.4.1-20.3.31 部局情報公開実施委員会

<法学研究科>

H17.4.1-19.3.31 学部将来計画検討委員会
H14.9.19- 21世紀COE検討WG
H14.1.10- 部局大学評価委員会
H16.4.22-18.4.21 公共政策系大学院検討WG
H17.4.1-21.3.31 制度委員会
H18.4.1-20.4.21 人事調整委員会
H18年度-21.4.21 ルールブック作成検討WG
H18年度-H21.3.31 研究科将来計画検討委

員会

H18.1.22-H20.1.2 法政理論専攻入学選
抜制度検討WG

2) 全学における寄与

H13.4.1- 19.3.3 留学生等奨学金選考委員
会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本公法学会（理事、平成13年～）、比較
憲法学会（理事、平成3年～）、宗教学会
（理事、平成4年～）、日本自治学会（理
事、平成13年～）、公共政策学会（平成18
年～）

2) 学外の委員会・審議会等の活動

H13.4～21.3 文化庁宗教法人審議会委員
（任期2年、現在まで継続）

H16.4.11-21.3.31 衆議院議員選挙区画審
議会委員

H18.2-22.1 京都市情報公開制度運営審議
会委員

H19.10-21.9 京都市京都市公正職務執行
委員会 委員

H18.12-20.12 京都府土地収用事業認定審
議会委員

H19.10-21.9 財) 日本都市センター 都市
分権政策センター「道州制と都市自治体
に関する検討会」委員

H18 年度～20 年度 人事院／国家公務員
採用I種試験専門委員

H17.8-19.8 全国知事会第八次自治制度研
究会委員

H17.10-19.8 独) 大学入試センター／教科
科目第二委員会委員

3) 広報・同窓会活動

平成19年8月28日 私立富山第一高校で
出張講義

小野 紀明 (教授)

1. 教育

授業科目の担当

(18年度)

公共政策大学院

公共倫理(後2)、公共哲学と現代統治(前
2)

法学研究科

政治思想史研究

法科大学院

公共哲学と現代統治(前)

法学部

政治思想史(後4)、同演習(前2、後2)

全学共通科目等

絵画にあらわれた政治(前2)

(19年度)

公共政策大学院

公共倫理(後2)、公共哲学と現代統治(前
2)

法学研究科

政治思想史研究

法科大学院

公共哲学と現代統治(前2)

法学部

政治思想史(後4)、同演習(前2、後2)

全学共通科目等

絵画にあらわれた政治(前2)

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

政治思想史の立場からハイデガーの哲学、
とりわけ初期ハイデガーにおけるアリスト
テレス受容の詳細を解明する作業を継続し
ている。他方で、平成18年度から公共政策
大学院において基本科目「公共哲学と現代
統治」と展開科目「公共倫理」を担当して
おり、このために政治思想史とは別に現代
規範理論についても研究を行っている。こ
の関係で、これまで一貫して従事してきた
政治思想史研究と、新たに着手した政治理

論研究を、自分自身の内部で如何に架橋するかという問題、より一般的に言えば、歴史研究の現代的意義という古くて新しい難問を改めて考えることを余儀なくされている。

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

(18年度)

<論文>

「ハイデガーは決断主義者か」法学論叢 160 巻5・6号

「帰還すべきは誰か」棚瀬孝雄編『市民社会と責任』有斐閣、2007年3月

2) 研究成果の公表 [学会報告・講演等]

(19年度)

平成19年9月23日「ハイデガーの終末論的政治概念」ハイデガー・フォーラム報告(京都大学)

3) 外部資金の導入状況

平成15～19年度 研究拠点形成費等補助金「21世紀型秩序形成プログラム」分担者

3. 組織運営

1) 部局における寄与

<公共政策大学院>

H18.4.1-20.3.31 公共政策連携研部長・教育部長(公共政策大学院長)

H18.4.1-20.3.31 人事委員会

H18.4.1-20.3.31 評価・広報委員会

H18.4.1-20.3.31 企画・財務委員会

H18.4.1-20.3.31 制度委員会

H18.4.1-20.3.31 人権委員会

H18.4.1-20.3.31 部局情報公開実施委員会

H18.4.1-20.3.31 FD委員会

H18.4.1-20.3.31 実務教育助言委員会

H19.6.1- 兼業・兼職審査委員会

<法学研究科>

H16.4.22-18.4.21 人事調整委員会

H17.4.1-19.3.31 客員教授定員運用委員会

H17.4.1-19.3.31 学部将来計画検討委員会
幹事

H17.4.1-19.3.31 法人化問題検討委員会幹事、

21世紀COE検討WG

H17.5.1-19.4.30 部局自己点検・評価委員会

H16.4.1-18.3.31 外部評価委員会

H17.5.1-19.4.30 部局大学評価委員会

H14.4.22-18.4.21 公共政策系大学院検討WG、公共政策系専門職大学院設置準備委員会

2) 全学における寄与

H19.4.1-21.3.31 京都大学学術出版会役員

H13.4.1- 施設長期計画策定合同作業部会

H17.2.1 京都大学大学評価委員会小委員会

H18.4.1-20.3.31 京都大学教育研究評議会
評議員

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本政治学会、政治思想学会(平成16年6月～平成18年5月代表理事)

2) 学外の委員会・審議会等の活動

H18.8-20.9 日本学術会議連携会員

新川 敏光 (教 授)

1. 教 育

授業科目の担当

(18年度)

公共政策大学院

政策決定過程論 (後2)

法学研究科

政治過程論／政治過程論研究

法科大学院

政策決定過程論 (後2)

法 学 部

政治過程論 (前4)、同演習 (前2、後2)

(19年度)

公共政策大学院

政策決定過程論 (前2)、労働政治 (後2)

法学研究科

政治過程論／政治過程論研究

法 学 部

政治過程論 (前4)、同演習 (前2)

2. 研 究

1) 研究テーマ及び目標

比較福祉国家研究を中心テーマとする。これまで日本の社会保障政策の発展を欧米の福祉国家モデルを用いて分析してきたが、現在高齢化とグローバル化に対応した福祉レジームの再編に最も関心を抱いている。さらに脱福祉国家と脱国民国家という観点からカナダにおけるナショナル・アイデンティティと福祉国家発展についても研究を進めている。

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

(18年度)

<論 文>

「カナダにおける医療と介護の機能分担と連携」海外社会障研究 156号 (2006年秋) 59-74頁

「不平等と政治的動員戦略」日本政治学会 2006年第1号年報、65-93頁

<その他>

「みえぬ政策的方向性」京都新聞 2006年9月21日

「ドイツ・カナダからの教訓」『環』24号、2006年、122-127頁

(19年度)

<著 書>

『幻視のなかの社会民主主義：『戦後日本政治社会民主主義』増補改題 (法律文化社、2007)

Democracy and Social Policy, edited by Yusuf Bangura (New York: Palgrave Macmillan, 2007). 担当部分：“Democratization and Social Policy Development in Japan,” pp. 62-89

<論 文>

「不平等と政治的動員戦略」日本政治学会 2006年第1号年報、65-93頁

「自由主義福祉レジームの多様性：断続均衡と漸増主義のあいだ」(ダニエル・ベランとの共同執筆) 法学論叢 159巻5・6号、2007年3月

「比較の中の日本型社会保障レジーム」社会福祉研究 99号、2007年7月 (財団法人鉄道弘済会) 62-69頁。

「脱福祉国家時代の社会権」現代思想 vol.35-11、2007年9月号、118-130頁

“Public and Private Policy Change: Pension Reform in Four Countries” (coauthored with Daniel Beland), *Policy Studies Journal* vol. 35, no.3 (2007), 349-371.

<その他>

「ポスト小泉政治の行方—政治的言説空間の拡大」北海道新聞 (文化欄) 2007年1月25日 (夕刊)

「安倍龍指導力 世論に逆行」京都新聞 (談話) 2007年7月30日

「民主は難しい立場に」京都新聞 (談話) 2007年11月4日

「大連立構想を見誤るな」京都新聞 (私論公論) 2007年11月9日

2) 研究成果の公表 [学会報告・講演等]

(18年度)

「民主主義は手段か、目的か」パネル「民主主義は市民社会を守るか」2006年日本政治学会（世界政治学会との共催、2006年7月9日、福岡国際会議場）

"Social Policy Responses to the Declining Fertility Rate in Japan," Kwansei Gakuin Canada Seminar, December 9-10, 2006

(19年度)

「岐路に立つ日本型福祉レジーム」Primavera Italiana イタリアの春 2007 <日伊比較>連続会議 (I) : 「イタリアと日本の制度・構造改革の10年」 Globalizzazione, Competitività, e Riforme: Italia e Giappone a Confronto, 早稲田大学、2007年7月6日

「脱福祉国家の政治—縮減から再編へ」第115回 (2007年秋季) 社会政策学会大会共通論題「社会保障改革の政治経済学」龍谷大学、2007年10月13-14日

"The Japanese Familial Welfare Mix at a Crossroads," delivered at the Annual Convention of the Taiwanese Association for Social Welfare, May 23-24, 2008, National Chung-Cheng University, Chai-Yi, Taiwan

「福祉国家レジーム分析の可能性」2008年度日本行政学会研究会共通論題 II 「福祉国家論再訪」2008年5月10-11日、成蹊大学

3) 共同プロジェクトへの参加

"Social Policy Responses to the Declining Fertility Rate in Japan," Kwansei Gakuin Canada Seminar, December 9-10, 2006

4) 外部資金の導入状況

平成17~18年度 科学研究費補助金基盤研究(B)「実験国家カナダにおける新たな社会的統合原理・政策展開に関する学際的研究」研究代表者 総額 8,700 千円

平成19年度 科学研究費補助金基盤研究(B)「自由主義レジームの変容と多様性に関する労働・福祉政治の比較研究」研究代表者

総額 5,600 千円

平成19年度 科学研究費補助金学術創成研究費「ポスト構造改革における市場と社会の新たな秩序形成—自由と共同性の法システム」研究分担者

平成15~19年度 研究拠点形成費等補助金「21世紀型秩序形成プログラム」分担者

5) 受賞

『多文化主義社会の福祉国家』により 2007-2008 カナダ出版賞

3. 組織運営

1) 部局における寄与

<法学研究科>

H17.10.1-19.9.30 研究科(学部)将来計画検討委員会、21世紀COE検討WG、公共政策系大学院検討WG

H17.4.1-19.3.31 国際法政文献資料センター運営委員会

H19.4.1-21.3.31 国際法政文献資料センター長

H19.4.1-21.3.31 部局人権委員会相談窓口

H19.4.1-21.3.31 制度委員会

H19.4.1-21.3.31 教科委員会、特別研究員雇用計画委員会、学部入学者選抜制度検討委員会幹事、修士課程入学試験制度検討WG

<公共政策大学院>

H18.4.1-21.3.31 人事委員会

H18.4.1-20.3.31 企画・財務委員会

2) 全学における寄与

H17.4.1-19.3.31 京都大学カウンセリングセンター管理運営委員会委員

H18.4.1-20.3.31 京都大学地域研究統合情報センター協議員

H18.9.5-20.9.4 女性研究者支援センター就労形態検討WG推進員

H19.4.1-21.3.31 入学試験実施委員会委員

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本比較政治学会会員、日本比較政治学会理事（平成 18-19 年度：選挙管理委員長）

日本政治学会会員、日本カナダ学会会員

2) 学外の委員会・審議会等の活動

H18 年度-20 年度 国立社会保障・人口問題研究所「季刊社会保障研究」編集委員

H19.8-20.7 日本学術振興会特別研究員等審査会専門委員（非公開）

H19.8-20.7 日本学術振興会国際事業委員会書面審査委員（非公開）

H18.8-20.9 日本学術会議連携会員

田 尾 雅 夫 (教 授)

1. 教 育

授業科目の担当

(18 年度)

公共政策大学院

公共政策論（前 4）、公共管理論（後 2）

経済学研究科

組織分析 B（前 2）、公営セクター管理論 A（後 2）

経済学部

経営組織 1（前 2）

(19 年度)

公共政策大学院

公共政策論（前 4）、ケーススタディ NPO の理念と活動分析（前 2）、公共管理論（後 2）、地方自治体経営（後 2）

経済学研究科

組織分析 B（前 2）公営セクター管理論 A（後 2）

経済学部

経営組織 1（前 2）

2. 研 究

1) 研究テーマ

組織経営と公共管理

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

(18 年度)

< 著 書 >

『ボランティア・NPOの組織論』学陽書房（共著）

『自治体の人材マネジメント』学陽書房

(19 年度)

< 著 書 >

共編『京都市政 公共経営と政策研究』法律文化社

『セルフヘルプ社会』有斐閣（第 10 回社会心理学会出版賞受賞）

3) 外部資金の導入状況

平成 18 年度 科研費基盤研究(B)

研究課題名:PPP等による協働地域経営及び
その評価手法に関する国際比較研究
金額:3,400 千円
平成 19 年度 科研費基盤研究(B)
研究課題名:PPP等による協働地域経営及び
その評価手法に関する国際比較研究
金額:3,300 千円+間接経費 990 千円

会委員

3. 組織運営

1) 部局における寄与

<公共政策大学院>

H18.4.1-20.3.31 連携研究部副部長
H18.4.1-20.3.31 人事委員会
H18.4.1-20.3.31 評価・広報委員会
H18.4.1-20.3.31 企画・財務委員会
H18.4.1-20.3.31 制度委員会
H18.4.1-20.3.31 人権委員会
H18.4.1-20.3.31 教務委員会
H19.4.1-20.3.31 京都大学安全衛生委員会
部局委員
H19.4.1-20.3.31 部局情報公開実施委員会
H19.4.1-20.3.31 兼業・兼職審査委員会

<経済学研究科>

H18.4.1-20.3.31 大講座充員計画委員会

2) 全学における寄与

H19.4.1-20.3.31 京都大学教育制度委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本組織学会会員、日本社会心理学会会員、
日本NPO学会会員

2) 学外の委員会・審議会等の活動

H17.1.22-19.1.21 社会福祉法人京都府福祉
協議会運営委員会委員
H18.5.19-19.3.31 文科省大学設置・学校法
人審議会大学設置分科会専門委員
H18.7.12-19.3.31 厚労省市町村保健活動の
再構築に関する検討会委員
H18.12.13-19.11.19 平成 19 年度公認会計
士試験委員
H19.6.29-20.3.31 京都市基本計画点検委員

中西 寛 (教授)

1. 教育

授業科目の担当

(18年度)

公共政策大学院

外交政策(後2)、グローバルガバナンス
(前2)、安全保障論(前2)

法学研究科

国際政治学/国際政治学研究

法科大学院

安全保障論(前2)

法学部

国際政治学(後4)、同演習(前2、後2)

全学共通科目等:

国際政治学

(19年度)

公共政策大学院

外交政策(後2)、グローバルガバナンス
(前2)、安全保障論(前2)

法科大学院

安全保障論(前2)

法学研究科

国際政治学/国際政治学研究

法学部

国際政治学(後4)、同演習(前2、後2)

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

特に20世紀国際政治史、日本の安全保障政策史、安全保障論を中心に研究し、日本の対外政策等についても研究している。

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

(18年度)

<論文>

「異なる社会の共存の作法」外交フォーラム
226号、2007年5月号、44-47頁

「グローバル・ガバナンスと米欧関係——
「言力政治」から「権力政治」へ」国際問題
562号、2007年6月号、4-14頁

「吉田茂の安全保障観——帝国経営から海

洋国家へ」防衛学研究38号、2008年3月、
55-68頁

「吉田茂のアジア観——近代日本外交のアボ
リアの構造」国際政治151号(有斐閣、2008)、
18-35頁

3) 研究成果の公表 [学会報告・講演等]

(19年度)

平成19年11月23日「吉田茂の安全保障観」
(日本防衛学会、防衛大学校)

4) 外部資金の導入状況

平成17~19年度 科研費補助金基盤研究
(S)「グローバル公共財としての地球秩序
に関するシミュレーション分析」研究分
担者

平成17~18年度 科研費補助金基盤研究
(B)「新時代の日米関係を規定する要因の
解明—史的展開と国内政治過程からの総
合的分析」研究分担者

平成15~19年度 研究拠点形成費等補助金
「21世紀型秩序形成プログラム」分担者
平成19年度 サントリー文化財団研究助成
金「20世紀日本の政治外交に関する巨視
的実証的研究」総額2,300千円

3. 組織運営

1) 部局における寄与

<公共政策大学院>

H18.4.1-20.3.31 吉田キャンパス整備専門
委員会

H18.4.1-20.3.31 図書委員会

H18.4.1-20.3.31 施設・整備委員会主任

H18.4.1-20.3.31 部局情報公開実施委員会

H18.4.1-20.3.31 入試委員会主任

H18.4.1-20.3.31 施設・設備委員会主任・部
局安全衛生委員会

<法学研究科>

H16.1.22-18.1.21 法政理論専攻入学選抜
制度検討WG

H17.10.1-21.9.30 敷地・建物計画委員会

H16.4.22-18.4.21 公共政策系大学院検討
WG

- H19.4.1-21.3.31 学術情報ネットワーク管理運営委員会
- H19.4.1-21.3.31 教務委員会「学部のFDのためのWG」
- H18.4.1-20.3.31 大学院入学試験委員会修士課程外国人特別選抜委員会
- H18.4.1-20.3.31 大学院入学試験委員会博士後期課程外国人特別選抜委員会
- 2) 全学における寄与
- H19.4.1-21.3.31 全学共通教育システム委員会教養教育専門委員会・B群科目部会
- H19.4.1-21.3.31 全学共通教育システム委員会教養教育専門委員会・D群科目部会
- 4. 学外・社会貢献活動**
- 1) 学会活動
- 日本国際政治学会理事（平成17、18、19年度）
- 2) 学外の委員会・審議会等の活動
- H18.1-12 日本学術振興会 科学研究費委員会専門委員（非公開）
- H18.8-20.12 外務省 政策評価アドバイザー・グループメンバー
- H18年度～19年度 財）日本国際フォーラム 評議員
- H18年度～19年度 財）平和・安全保障研究所 理事
- H18.8-19.3 財）日本国際問題研究所「新しい核の秩序構想」タスクフォース委員
- H17.9-H18.6 財）関西社会経済研究所／文化アドバイザー
- H18年度～19年度 同志社大学神教学際研究センター共同研究員
- H19.5-21.5 社団法人 国民會館理事
- 3) 広報・同窓会活動
- H17・18年度 有信会委員

諸 富 徹（准教授）

1. 教 育

授業科目の担当

（18年度）

公共政策大学院

財政システム（前2）、地方財政政策（後2）

経済学研究科

財政政策論A（前2）、財政政策論（後2）

経済学部

現代経済事情（前2）、地方財政論（後2）

（19年度）

公共政策大学院

財政システム（前2）、租税論（後2）

経済学研究科

財政政策論A（前2）、財政政策論（後2）

経済学部

現代経済事情（前2）、地方財政論（後2）

2. 研 究

1) 研究テーマ

財政政策と地方財政

2) 研究成果の公表〔著書・論文等〕

（18年度）

<著 書>

「政策課税としての法人課税—ニューディール期『留保利潤税を中心に』」日本財政学会編『少子化時代の政策形成』有斐閣、2006年9月、249-264頁

<著 書（共著）>

「里川への経済学的アプローチ 矢作川の保全活動から」（共著，共著者：太田 隆之）鳥越皓之編集代表『里川の可能性 利水・治水・守水を共有する』新曜社、2006年10月、67-89頁

<論 文>

「環境税による『持続可能な福祉社会』の構築を」世界2006年5月号、129-133頁
「環境税導入に向けて何ができるのか」理戦85号(2006年秋号)、156-169頁

「サステイナブル社会と公共政策」『大阪自治体問題研究所研究年報』9号(2006年)、8-28頁

“Institutional Design for the Emissions Trading System in Japan”*The Kyoto Economic Review*, 75(2), 2006, pp.129-149.

<その他>

翻訳：Binswanger, H.C., et al. (1988), *Arbeit ohne Umweltzerstörung*, Fischer Taschenbuch Verlag(部分訳)。淡路剛久・川本隆史・植田和弘・長谷川公一編『リーディングス環境』第4巻「法・経済・政策」有斐閣、2006年、179-183頁)

調査研究報告書：『脱炭素社会に向けた国内排出量取引制度提案』(WWF ジャパン、2007年3月)[担当部分]第I章「序：本研究の問題意識」(1-4頁)、第II章「日本における温室効果ガス排出と気候変動政策の現状」(5-20頁)、第III章「下流排出量取引制度の提案」第1～3節(21-67頁)、第IV章「運輸、民生(業務・家庭)、中小企業を対象としたポリシー・ミックス」第1節、第2節(76-81頁)、第V節「国内排出量取引制度提案のまとめと今後の課題」(95-100頁)

書評：「田代洋一・萩原伸次郎・金澤史男編『現代の経済政策 [第3版]』有斐閣」書齋の窓 559号、2006年11月号、58-62頁

(19年度)

<著書>

共編著『地方財政システム論』有斐閣、2007年12月

共著「環境税制改革とポリシー・ミックスの経済評価—イギリスとドイツを事例として」横山彰・財務省財務総合研究所編『温暖化対策と経済成長の制度設計』勁草書房、2008年1月、95-118頁

「環境・福祉・社会関係資本」広井良典編『「環境と福祉」の統合—持続可能な福祉社会の実現に向けて』有斐閣、2008年2

月、287-300頁

<論文>

「地域の持続可能な発展と小規模金融—地域金融を機能させる社会関係資本の役割」中小商工業研究 91号、2007年4月、120-125頁

「下流型国内排出量取引制度の提案」(共著)環境研究 146号、2007年8月、14-22頁

「租税による経済システムの制御(上・下)」思想 1005号 6-27頁、1006号 129-147頁、2008年1-2月

「起債自由化と地方債の新しいガバナンス様式」国際文化研修 15巻4号、2008年1月、54-57頁

「環境税—本当に効くのか？産業に不利にならないのか？」環境会議 2008年春号(『宣伝会議』3/15号別冊)、169-175頁

<その他>

調査研究報告書：『「環境問題と経済・財政の対応に関する研究会」報告書』(財務省財務総合研究所、2007年6月)[担当部分]第4章「環境税制改革とポリシー・ミックスの経済評価—イギリスとドイツを事例として」(91-115頁)

書評：「磯野弥生・除本埋史編著『地域と環境政策—環境再生と「持続可能な社会」を目指して』」環境と公害 36巻4号、2007年4月、70頁

3) 研究成果の公表 [学会報告・講演等]
(19年度)

The 4th meeting of the ECCP Working Group on Emissions Trading on the review of the EU ETS, (14-15 June 2007, Brussels, Belgium)

“Significance and Limitations of JVETS and Some Suggestions for Issue of Linking”

環境経済・政策学会 2007年大会 (2007年10月、滋賀大学) 共通論題「排出権取引1」(共同報告) 「脱炭素社会に向けた国内排出量取引制度提案」

日本財政学会第64回大会 (2007年10月、

明治大学) シンポジウム「財政再建と税制改革」パネリスト

4) 外部資金の導入状況
(18年度)

科研費 特定領域研究

研究課題名: 環境政策のポリシーミックス
金額: 13,000 千円

科研費 若手研究(B)

研究課題名: グローバル経済下における政策課税の理論的基礎と制度設計に関する研究

金額: 1,200 千円

受託研究: 財団法人世界自然保護基金ジャパン

研究題目: 国内排出量取引制度設計研究

研究期間: 平成 18 年 7 月 21 日～平成 19 年 3 月 31 日

金額: 1,700 千円(直接経費 1,310 千円、間接経費: 390 千円)

(19年度)

科研費 特定領域研究

研究課題名: 環境政策のポリシーミックス
金額: 13,000 千円

科研費 若手研究(B)

研究課題名: グローバル経済下における政策課税の理論的基礎と制度設計に関する研究

金額: 1,100 千円

3. 組織運営

1) 部局における寄与

< 公共政策大学院 >

H18.4.1-20.3.31 評価・広報委員会

H18.4.1-20.3.31 図書委員会

H18.4.1-20.3.31 施設・整備委員会

H18.4.1-20.3.31 入試委員会

H18.4.1-20.3.31 FD委員会

H19.4.1-20.3.31 京都大学点検評価委員会
部局委員

< 経済学研究科 >

H18.4.1-20.3.31 図書委員会

H18.4.1-19.3.31 Kyoto University Economic Review 改革委員会

H19.4.1-20.3.31 同窓会学内企画委員会

H19.4.1-20.3.31 財務・事務体制改善 WG

H19.4.1-20.3.31 論文入試検討委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本財政学会(理事: H20.3~)、日本地方財政学会(理事: H17.5~)、国際公共経済学会、国際財政学会、環境経済・政策学会(理事: H16.4~)、日本公共政策学会(理事: H18.6~)

2) 学外の委員会・審議会等の活動

H18.5 東京都「税制調査会」委員

H18.7 日本都市センター「地方自治の将来展望に関する研究会」委員(～20.3)

H18.5 全国知事会「地方自治政策先進センター頭脳センター」専門委員

H18.12 環境省「国内排出量取引制度検討会」委員

白川方明(教授)

1. 教育

1) 授業科目の担当

(18年度)

公共政策大学院

政策形成の基礎 (後2)

中央銀行論 (後2)

金融政策 (後2)

ケーススタディ国際金融政策 (後2)

(19年度)

全学共通科目等

貨幣と信認 (前2)

公共政策大学院

政策形成の基礎 (前2)

金融政策 (前2)

中央銀行論 (後2)

ケーススタディ国際金融政策 (後2)

2) 教材の開発等

(19年度)

『現代の金融政策——理論と実際』日本経済新聞社、2008年3月(研究書であるとともに大学院授業教材としても使用)

2. 研究

1) 研究テーマ

金融政策と中央銀行

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

(19年度)

『現代の金融政策——理論と実際』日本経済新聞社、2008年3月

3) 研究成果の公表 [学会報告・講演等]

(18年度)

平成18年12月8日 九州大学ビジネススクールで「リスク・マネジメントの観点からみた中央銀行の仕事」を講義

平成19年1月13日 神戸大学経済経営研究所主催の「量的緩和の効果」ワークショップに指定討論者として参加、「量的緩和政策：若干の論点」を発表

平成19年1月26 日本証券アナリスト協

会・大阪支部で「日本経済の先行きを考える」講演

(19年度)

平成19年5月8日 金融財政事情研究会・金曜例会で「1990年代以降の日本経済：教訓と今日へのインプリケーション」講演

平成18年12月1日 中央大学学術シンポジウム(企業研究所主催)で「日本経済とバブル」講演

平成18年12月21日 九州大学ビジネススクールで「リスク・マネジメントの観点からみた中央銀行の仕事」講義

平成19年6月11日 時事通信社主催講演会で「主要国中央銀行の金融政策運営上の課題」講演

平成19年7月17日 日本証券アナリスト協会・第7回夏期SAAJセミナーで「主要国中央銀行の抱える金融政策上の課題」講演

平成19年11月24日 沖縄知の風コンソーシアム主催「平成19年度金融人財育成講座」で「金融政策の課題」講演

4) 共同プロジェクトへの参加

平成6月～財団法人「トラスト60」の研究会「人口減少・高齢化が金融システムに与える影響に関する研究会」に参加
内閣府経済社会総合研究所の研究プロジェクト「バブルの発生・崩壊からデフレ克服までの日本経済研究」からの依頼研究論文「ゼロ金利制約下の金融政策について」執筆

3. 組織運営

1) 部局における寄与

H18.4.1-20.3.31 企画・財務委員会

H18.4.1-20.3.31 インターンシップ等実施委員会

H18.4.1-20.3.31 実務教育助言委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

平成 18 年 5 月 13 日 日本金融学会・春季大会（麗澤大学）のパネル討論（共通論題「量的緩和政策を振り返って」）で「量的緩和政策とデフレを巡る若干の論点」発表

平成 18 年 5 月 29 日 東京大学経済学部・金融教育研究センター（CARF）の金融システム研究会（世話役／植田和男教授）で「日本の金融システム」発表

平成 18 年 11 月 26-27 日 東京大学金融教育研究センター・日本銀行調査統計局第 2 回共催コンファレンス「90 年代の長期低迷は我々に何をもたらしたか」に参加

2) 国際交流活動

平成 18 年 12 月 4 日 Hitotsubashi Executive Program for Macroeconomic Policymakers（一橋大学）

3) 学外の委員会・審議会等の活動

アジアの大蔵省・中央銀行職員向けセミナーで「Monetary policy: an assessment of Japan's experience since late 1980s」講義

平成 19 年 4 月 13 日 日本銀行主催 The Bank of Japan CeMCoA Central Banking Seminar（アジア地区中央銀行職員向け研修）「Reflections on Bank of Japan's experience since late 1980s」講義

平成 19 年 4 月 23 日 Hitotsubashi Executive Program for Macroeconomic Policymakers（一橋大学、アジアの大蔵省・中央銀行職員向けセミナー）「Reflections on Bank of Japan's experience since late 1980s」講義

平成 19 年 12 月 14 日 一橋大学でアジアの大蔵省・中央銀行職員向けセミナー「Reflections on Bank of Japan's experience since late 1980s」講義

楠 壽 晴（教授）

1. 教育

1) 授業科目の担当

（18 年度）

公共政策大学院

文書・資料作成の技術（前 2）

ケーススタディ金融政策（前 2）

経済政策（後 2）

ケーススタディ予算と政策分析（後 2）

（19 年度）

公共政策大学院

文書・資料作成の技術（前 2）

予算と政策分析（前 2）

経済政策（後 2）

ケーススタディ予算と政策分析（後 2）

ケーススタディ金融政策（後 2）

2) 教材の開発等

（18 年度）

担当の授業科目は各科目オリジナルな教材を開発・作成して授業を行っており、その結果・成果は授業記録として冊子化し、関係方面に配布している。

（19 年度）

担当の授業科目は各科目オリジナルな教材を開発・作成して授業を行っており、その結果・成果は授業記録として冊子化し、関係方面に配布している。

2. 研究

1) 研究テーマ及び目標

① 1980 年代後半の日本におけるバブルの原因：原因究明（論文作成）

② 公共政策大学院での院生教育、特に政策課題に対する政策案の企画立案・決定についての院生教育の具体策：教育用テキスト「政策課題にどのように取り組むか（仮題）」のとりまとめ

2) 研究成果の公表 [著書・論文等]

< 論文 >

「バブルの原因再考（下）」預金保険研究7号、2006年11月

<その他>

担当授業科目の授業記録を作成、冊子化し公表、各方面に配布（18年度）

「政策課題にどのように取り組むか——政策案の企画立案・決定」を共通テーマとして行った担当授業科目の授業記録を作成、冊子化し、公表して各方面に配布（18年度）

3. 組織運営

部局における寄与

H18.4.1-20.3.31 企画・財務委員会

H18.4.1-20.3.31 人権委員会

H18.4.1-20.3.31 インターンシップ等実施委員会

H18.4.1-20.3.31 FD委員会

H18.4.1-20.3.31 実務教育助言委員会

4. 学外・社会貢献活動

国民生活金融公庫運営懇話会委員

今 仲 康 之（特別教授）

1. 教育

1) 授業科目の担当

(18年度)

公共政策大学院

地方自治体財政制度（前2）

ケーススタディ地方自治体の政策（前2）

地方自治体政策評価（後2）

公務員法制（後2）

(19年度)

公共政策大学院

地方自治法制（前2）

公務員法制（前2）

自治体法務（後2）

ケーススタディ政府間関係（後2）

2) 教材の開発等

(18年度)

担当科目の講義資料を作成

4府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府）

知事講演会を主催

(19年度)

担当科目の講義資料を作成

2. 研究

1) 研究テーマ

地方自治制度、公務員制度及び公共政策系大学院における教育手法・組織運営のありかたの調査

2) 研究成果の公表〔学会報告・講演等〕

(18年度)

「公務員不祥事の背景と対策」京都新聞「私論公論」平成18年9月15日

「地方自治体の政策と職員のあり方」『全国市町村国際文化研修所論文集』平成19年2月26日

(19年度)

市町村議会議員研修講師（全国市町村国際文化研修所主催）

3. 組織運営

部局における寄与

H18.4.1-20.3.31 企画・財務委員会

H18.4.1-20.3.31 インターンシップ等実施
委員会

H18.4.1-20.3.31 実務教育助言委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 学会活動

日本行政学会会員

2) 学外の委員会・審議会等の活動

京都府消防広域化検討委員会委員 (座長)

富山県消防広域化検討委員会委員

佐伯英隆(特別教授)

1. 教育

1) 授業科目の担当

(18年度)

公共政策大学院

通商産業政策 (前2)

省庁間関係 (前2)

ケーススタディ国際通商政策 (後2)

ケーススタディ省庁間関係 (後2)

(19年度)

公共政策大学院

通商産業政策 (前2)

省庁間関係 (前2)

ケーススタディ省庁間関係 (後2)

ケーススタディ国際通商政策 (後2)

2) 教材の開発等

授業教材に関しては、①毎回、自主制作のプリントを配布する方式と、②学生の自主発表の段階に至るまでの数回は講義形式のガイダンスとし、毎回、自主制作のプリントを配布している。これらの教材は、すべて教務において保管している。

2. 研究

1) 研究テーマ

通商産業政策と国際通商メカニズムの探求、公共政策系大学院における教育手法・組織運営のありかたの調査

2) 共同プロジェクトへの参加

平成18年度総長裁量経費による「公共政策専門教育内容の高度化および教育メソッドの開発調査」のため、ハーバード大学ケネディ行政大学院及びプリンストン大学ウッドロー・ウイルソン行政大学院の訪問調査(平成19年3月5-7日)

(財)貿易研修センター 平成19年度外国政府行政官研修プログラム「日本における産学官連携のありかた」

3. 組織運営

部局における寄与

H18.4.1-20.3.31 評価・広報委員会

H18.4.1-20.3.31 企画・財務委員会

H18.4.1-20.3.31 入試委員会

H18.4.1-20.3.31 インターンシップ等実施
委員会

H18.4.1-20.3.31 実務教育助言委員会

4. 学外・社会貢献活動

1) 国際交流活動

平成18年10月30日 中国国家行政学院訪
日団に対し「行政指導の原理と効用」に関
する講義(キャノン/溝の口研修センター)

平成20年3月6-7日 台湾教育部主催「産
学官連携強化シンポジウム」リードス
ピーカー(高雄市)

2) 学外の委員会・審議会等の活動

H18年度-19年度 和歌山県公共調達制度
検討委員会委員

H18年度 仙台市都市ビジョン委員会委員

H18.12.2 明治大学大学院公共政策研究科に
おいて「産業政策と通商政策の連関」につ
き講演

H19年度-20年度 (独) 農業・食品産業
技術総合研究機構/民間実用化研究促進
事業評価委員

H20年度 仙台市安全安心街づくり推進会
議委員